

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

第2回定例会

東京都台東区議会会議録

〈第6号 令和8年6月9日（火）〉

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年
第 2 回定例会 東京都台東区議会会議録（第 6 号）

○6月9日（火）

（以下敬称略）

出席議員（31名）

1 番	石 原 喬 子	2 番	大 浦 美 鈴
3 番	拌 野 健	4 番	弓 矢 潤
5 番	大 貫 はなこ	6 番	中 村 謙治郎
7 番	吉 岡 誠 司	8 番	高 橋 えりか
9 番	鈴 木 昇	10 番	村 上 浩一郎
11 番	岡 田 勇一郎	12 番	田 中 宏 篤
13 番	松 村 智 成	14 番	中 澤 史 夫
15 番	青 鹿 公 男	16 番	本 目 さ よ
18 番	風 澤 純 子	19 番	伊 藤 延 子
20 番	望 月 元 美	21 番	石 川 義 弘
22 番	松 尾 伸 子	23 番	寺 田 晃
24 番	早 川 太 郎	25 番	富 永 龍 司
26 番	中 嶋 恵	27 番	秋 間 洋
28 番	高 森 喜美子	29 番	石 塚 猛
30 番	太 田 雅 久	31 番	小 坂 義 久
32 番	青 柳 雅 之		

欠席議員 な し

欠 員（1名）

17 番

出席説明員

区 長	服 部 征 夫	副 区 長	野 村 武 治
副 区 長	梶 靖 彦	教 育 長	佐 藤 徳 久
技 監	赤 星 健太郎	企 画 財 政 部 長	関 井 隆 人
用 地 ・ 施 設 活 用 担 当 部 活 用 長	越 智 浩 史	総 務 部 長	小 川 信 彦
危 機 管 理 室 長	山 本 光 洋	区 民 部 長	内 田 円
こ だ も 家 庭 部 長	前 田 幹 生	文 化 産 業 観 光 部 長 兼 産 業 振 興 担 当 部 長	杉 光 邦 彦

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

福祉部長	三瓶共洋	健康部 兼台東保健所 長	水田涉子
環境清掃部長	遠藤成之	都市づくり部長	寺田茂
会計管理室長	上野守代	教育委員会 兼生涯学習 推進部長	佐々木洋人
企画課長	川田崇彰	財政課長	高橋由佳
区長室長	浦里健太郎	総務課長	福田健一

区議会事務局

事務局長	鈴木慎也	事務局次長	久木田太郎
議事調査係長	吉田裕麻	書記	関口弘一
書記	塚本隆二	書記	遠藤花菜
書記	大谷彩季	書記	堀真佑夏

議事日程

- 日程第1 第75号議案 災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 一般質問
-

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 1時00分 開議

○議長（石川義弘さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第136条の規定により、

2番 大浦美鈴さん 3番 拝野 健さん

をご指名いたします。

○議長（石川義弘さん） 事務局長に諸般の報告をさせます。

なお、報告については、既に書類をもって送付しておりますので、内容等の朗読は省略いたします。

（鈴木事務局長報告）

○議長（石川義弘さん） これより日程に入ります。

日程第1、第75号議案、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副区長。

（副区長野村武治さん登壇）

○副区長（野村武治さん） ただいま上程されました第75号議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、葬祭補償の額を改定するものでございます。

本案につきましては、よろしくご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石川義弘さん） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

おはかりいたします。

本案については、環境・安全安心特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川義弘さん） ご異議ないと認めます。よって、本案については、環境・安全安心特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（石川義弘さん） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の発言通告がありますから、順次これを許可します。

30番太田雅久さん。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(30番太田雅久さん登壇) (拍手)

○30番(太田雅久さん) 令和8年度第2回定例会一般質問に当たり、台東区議会を代表して質問させていただきます、太田雅久でございます。

まず初めに、財政についてお尋ねいたします。令和8年度当初予算は1,532億円と示されました。特別区民税や特別交付金など、一般財源が堅調に推移している一方で、過去最大となる201億円もの基金取崩しを計上し、編成され、昨年度行われた予算委員会において財政状況について多くの質疑がなされました。

私は、予算委員会に先立ち、第1回定例会一般質問において、歳入増を大きく上回る歳出増となった中で、今後の財政見通しについて質問をいたしました。そこで区長からは、歳入については一般財源は堅調に推移しているものの、国においてさらなる税源偏在是正措置が検討されており、先行きが不透明であること、また、歳出では、建設費が高騰している中で、今後も複数の施設整備や大規模改修を予定していることに加え、物価高騰や賃金上昇等、予算規模押し上げが今後も継続するものと見込んでいることから、現時点では必要な財政力を維持しているが、区財政は今後厳しい状況に置かれる可能性があるとの認識を示されました。長引く物価高や金利上昇による影響は既に盛り込んで令和8年度予算は編成されているわけですが、予算には反映されておらず、今後しばらく影響があると懸念される点があります。それは、中東情勢の影響であります。

さきの予算委員会の審議においても、中東情勢の混乱が長期化した場合の影響が懸念される旨の審議がありました。最近の報道を見ても、もともとの資源高や円安に加えて、ナフサなどの原料の価格高騰、供給不足が顕在化しています。既に建設現場からは、工事を請け負ったものの中東情勢の悪化により原材料が調達できず、工期に遅れが生じるかもしれない、また、調達ができたとしても物流生産コストの高騰による価格上昇の負担が大きいなどの切実な声が聞かれます。

日本銀行が本年4月に示した経済・物価情勢展望によると、令和8年度については、中東情勢の影響を受けた原油価格の上昇が、交易条件の悪化などを通じて企業収益や家計の実質所得に対する下押し原因となることから、成長ベースは減速されると考えられています。

また、当面は今後の中東情勢の展開が、金融、為替市場や経済、物価に及ぼす影響を特に注視する必要があるとしており、リスクバランスを見ますと、令和8年度を中心に経済見通しは下振れ、物価の見通しは上振れリスクが大きいと見込まれています。

さきの企画総務委員会で報告がありましたが、今年度より令和10年度までを期間とする新しい行政計画が始まっています。そこで示されている財政計画表によると、この3年間の投資的経費の合計は967億円と、1,000億にも迫る規模となっています。本区にとって、今後しばらくは大きな財政負担が明確にされているのであります。

このような財政計画表となった要因は、さきにも述べましたが、北上野二丁目福祉施設整備や清川二丁目プロジェクト、台東リバーサイド陸上競技場の改築や学校施設の改修工事な

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

どが同時期に複数予定されていることが挙げられます。しかし、いずれも区民生活の質の向上や地域の活性化など、本区にとって必要不可欠な施設であり、財政負担を踏まえつつ着実に進めていかなければなりません。また、これらのほかにも区有施設の大規模改修や修繕も多く控えており、その対応も迫られています。

このように投資的経費の多くは建築工事であり、今後数年間の区財政には建築費の動向が大きく影響を受けることとなります。この状況に中東情勢の悪影響が相まってしまうと、現行の財政計画の見立てどおりにいかないことが懸念されます。また、歳入の見通しも不透明です。先ほど第1回定例会において、国によるさらなる税源偏在是正措置として、都が課税する特別区の土地に関わる固定資産税について必要な措置を検討すると報告があり、この動向によっては、本区の貴重な税源である特別区交付金が大きく減収となる懸念があることが分かりました。

特別交付金は法人住民税も原資としており、中東情勢の混乱の長期化に伴い企業収益が悪化すれば、これもまた特別交付金の減収リスクになり得ると考えます。このようなことになれば現在の計画どおりには実行できず、実施時期を先延ばしにしたり、内容を変更しなければならぬことも想定しなければなりません。

このような状況を打破するために、現状の考えにこだわらず、歳入歳出両面で工夫を凝らした行政運営が必要だと考えます。歳入面においては、積極的に歳入確保をする姿勢が重要であります。区が取組が国や東京都の補助金対象事業として認められるような存在感を示すこと、また、補助金の要件に沿うように事業の見直しを含め、執行段階からでも補助金確保に向けて積極的に進めてもらいたいと思います。また、公共施設の活用に関して、民を圧迫しないよう一貫してまいりましたが、共存共栄の意識で取り組み、自主財源の確保に向けて進めていく必要もあると思います。

一方、歳出面においては、今後の事業執行に対して、予算の精査を行うことが急務であると考えます。過日の企画総務委員会において、事務事業評価の実施について報告がありました。事務事業評価は毎年実施していますが、このような財政状況であることと捉え、既存の実施事業を同様の内容ですべきか、また、時代に即したのかどうかを含めて、改めて検証してもらいたいと考えます。DXのさらなる活用や働き方改革の推進など、社会が目まぐるしく変化をしています。それぞれの既存事業もそれに対応していく必要があると思います。私は今後、財政状況が厳しい環境に置かれる可能性がある今こそ、台東区の真の力が問われるときだと思っています。人も財源も限られた状況の中で、社会の変化や、多様化・複雑化する区民ニーズにどのように対応していくかが重要であり、その選択こそが本区の姿勢を示すものであります。

私は決して消極的な財政運営は求めておりません。無駄を省き、むしろ必要な施策には果敢に取り組んでいく前向きな姿勢も必要であります。このように財政規律を配慮した取組が今後必要であろうと考えますが、区長のご見解をお示しください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、浅草らしいまちづくりと上野・浅草の結束ラインについてお尋ねいたします。

私はこれまで、上野地区のまちづくりについて多く取り上げてまいりました。上野は恩賜公園の緑、文化遺産である国立西洋美術館本館を含む文化芸術資源、鉄道交通、商業が重なり合う本区を代表する重要な拠点であります。この上野を深く見てきたからこそ、台東区のまちづくりを考える上では欠くことのできない、浅草を含めた2大拠点の関係を捉えることが重要であると考えます。浅草は浅草寺を中心とした悠久の歴史、祭り、商い、芸能、隅田川流域、国内外からの多くの人々を引きつけるにぎわいを有する、本区を代表する歴史、文化の観光の拠点であります。上野と浅草は性格、雰囲気は異なりますが、いずれも世界に誇る都市資源を有する本区の2大拠点であります。この2つの拠点をそれぞれ磨きながら相互の関係を高めていくことは、台東区全体の魅力と都市価値を高める上で大変重要な視点であります。

そこで、今回は浅草らしい景観形成と上野と浅草を結ぶ浅草通りについて、台東区全体を俯瞰する視点で伺います。

まずは、浅草らしい景観形成について伺います。本区では浅草地区のまちづくりビジョンとして浅草未来図案を策定いたしました。私はこの未来図案を浅草の歴史や文化、商い、暮らし、水辺などを踏まえ、これからの浅草の在り方を考える上で重要なものと受け止めています。浅草は国内外から多くの方が訪れる観光地であると同時に、地域の方々が暮らしや商いが息づく生活の場でもあります。浅草寺を中心とした1,400年にも及ぶ門前町の歴史、祭りや芸能、隅田川の水辺、周辺の商店街のにぎわいなど、多様な魅力が重なり合うまちであります。こうした浅草の魅力は、単に観光客の多さやまちのにぎわいだけではかれるものではありません。長い歴史の中で育まれた景観、門前町としての風情、商いの連続性、祭りやお祭り風景、そしてそこに地域の暮らしが重なり合っていることが浅草らしさだと考えます。

その中でも浅草寺周辺は、浅草の歴史と文化を象徴するエリアで、門前町として風情やまちのにぎわいが伝わる浅草らしい景観形成を考える上で欠かせない地区であります。また、伝法院は庭園が国の名勝に、建造物群が国の重要文化財に指定されています。現在、庭園の整備や建築物の保存修理が進められていると承知しています。浅草の大きなにぎわいの中にあって、伝法院の庭園や歴史的建造物は、静けさと奥行きを感じさせる浅草の大切な表情であります。

一方で、近年、浅草には観光客が多く訪れ、まちのにぎわいは一層高まっています。その中で、建物の外観、看板や広告、夜の夜景、店先のしつらえなど、まちの印象を左右する要素も多様化しています。観光地としての華やかさや商いの活気は大切です。しかし、それが浅草寺周辺の歴史的景観や門前町としての風情をどのように調和していくかが問われているのではないのでしょうか。浅草は活気があってこそ浅草です。

一方で、無秩序に派手さが増していれば、長い歴史の中で育まれてきた浅草の品格や奥行

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きが損なわれるおそれもあります。反対に、過度な整いすぎでは、浅草らしい庶民的なにぎわいや商いの力が弱まることも懸念されます。

そこで質問いたします。浅草未来図案を踏まえた伝法院の庭園や建造物群をはじめとする貴重な資源を含め、どのように浅草寺周辺における景観形成を図っていくのか、区長の所見をお伺いいたします。

次に、浅草通りについてお尋ねいたします。冒頭述べたとおり、上野と浅草はそれぞれ異なる魅力を持つ本区の2大拠点です。性格の異なる2つの拠点が個性を生かしながら結びつくことで、台東区全体の魅力がさらに高まることとなります。浅草通りは歩道を拡幅し、自転車通行空間を設置し、歩車分離式を導入し、2015年に台東区で初めてのシンボルロードとして生まれ変わりました。江戸時代、明暦の大火の後、本願寺が現在地に移転した関係で、支院など多くがこのエリアに越してまいりました。それに伴い、浅草通りの南側には仏壇屋さんが軒を連ねるようになりました。この通りは単に上野と浅草を移動するための道路ではありません。沿道や周辺のまちも含めて、本区らしい都市の表情を持つ通りであると感じています。また、近代の都市形成を振り返っても、両地区のつながりは重要であります。日本で初めて走った上野、浅草間の地下鉄は令和9年には開業100年を迎えます。地下鉄の歴史を見ても、両地区とともに本区の都市活動を支えてきた重要な関係にあったと言えます。上野、浅草とともにそれぞれ個性を磨くことが大切です。その上で、両地区の関係をどう高めていくか、これは台東区全体のまちづくりを考える上で重要な視点であると考えます。

そこで質問いたします。上野と浅草を結ぶ浅草通りは沿道に歴史ある町並みや特色ある商いが見られます。さらに、台東区のシンボルロードでもあります。こうした浅草通りの魅力や特徴、その可能性をどのように考え、今後のまちづくりにどう生かしていくのか、区長の所見をお伺いいたします。

次に、DXのさらなる推進についてお尋ねいたします。我が国の生産年齢人口は1995年をピークに減少を続け、2025年1月時点で7,400万人だったものが、2040年には6,000万人規模まで減少すると予想されています。この構造的な労働力不足は、もはや避けることができない国家的な課題であります。この波は、職員の採用現場にも押し寄せています。特別区職員の採用試験の受験数は平成30年度から減少の一途をたどっており、かつての安定的な人材確保は今や当然の前提ではなくなりました。本区の職員数は、ありがたいことに今のところは微増していますが、採用競争の激化や転職市場の状況を鑑みれば、そう遠くない将来には減少に転ずるのではないかと危惧をするものであります。

さらに、先ほども述べましたとおり、区財政は現時点では必要な財政力を維持していますが、今後厳しい状況に置かれる可能性があります。まさに人材も財政もないという危機的状況が懸念されますが、このような中であっても増大多様化し続ける行政需要に対して的確に対応するためには、事業の見直しや歳入確保の徹底はもとより、デジタル技術を活用した徹底的な業務の効率化を総合的かつ加速度的に進める必要があります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

こうした切迫した状況下で、本区のDXは着実に歩みを進めてきました。コロナ禍においてパンデミック対応に追われ、現場が疲弊する中であっても、キャッシュレス決済の導入やRPAの活用、そして行政手続オンライン化など、区民の利便性向上と業務の効率化に必死に取り組んでまいりました。私はここまでの各所管課の奮闘は多大な成果を上げてきたと高く評価するものであります。

しかし、この必死の努力をもってしても、区の将来には人手不足という逃れ難い問題が大きな壁となって立ちはだかっています。行政手続のオンライン化において、区はこれまで申込件数の多いものやシステム導入のハードルが比較的低いものから優先的に取り組んできたと伺っています。しかし、それを裏返せば、今取り残されている手続は何らかの理由で導入が困難であると推測されます。内部の審査過程が複雑なもの、膨大な添付書類の照合を要するもの、あるいは関係機関と高度な調整が不可欠なものなど、一筋縄ではいかない案件ばかりが残っているのではないのでしょうか。

しかし、本来そのような困難な案件こそがデジタル化による恩恵が最も大きく、区民の利便性を劇的に向上させ、同時に現場職員をルーチンワークから解放し、楽になるはずの分野であります。ところが実態はどうでしょうか。それらの困難要件に着手しようとした途端、事務の複雑さと調整の多さに阻まれ、DXの歩みが鈍化している、あるいは踊り場に差しかかっているような現状ではないのでしょうか。

なぜなかなか進まないのか、それは現場職員の能力の問題ではないと感じています。現在、多くの部署で超過勤務が慢性化しています。深夜、早朝に庁舎の明かりがついていることが多く見受けられます。職員の皆さんは、日々押し寄せる膨大な窓口対応や書類整理に追われ、自らの業務プロセスを根本から見直し、デジタルに転換するための腰を据えて検討する時間が限られてしまっています。目の前の仕事をこなすので精いっぱいという極めて不健全な状況が多くの部署で発生しているのではないのでしょうか。

これは推進部門である情報政策課や情報システム課も同様であると思います。これまで全庁的なインフラ整備や各課の個別対応もしてきましたが、これから個別の事務仕事などに踏み込んでいく余力があるかどうか、大変心配しています。現場も推進本部も必死に頑張っていますが、皆手いっぱいというのが本音だと思います。このままでは人手不足がさらに超過勤務を生み、改革の停滞を招き、さらなる人材不足へつながり、負の連鎖に陥るのではないかと、大げさではなく心配をしています。行政需要が増大し、人材が不足している今、立ち止まる暇はありません。このままの取組が停滞することなく、むしろギアを一步踏み込み、改めて全庁を挙げてDXを推進していく必要があると考えます。

そこでお尋ねいたします。限られた行政資源で増大する行政需要に迅速に対応していくためには、これまでの歩みを止めずにDXを強力に推進していく必要があると考えます。業務改善などを視野に入れながら、どのように推進していくのか、区長の所見をお伺いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、教育現場の改革についてお尋ねいたします。

その国の7歳の教育レベルを見ると30年後の将来が想像できるという名言、これは30年前に日本に來日したイギリスの第73代トニー・ブレア首相の言葉であります。彼は今の日本をどのような思いで見ているでしょう。子は国の宝、国の将来の礎であります。私はそんな子供たちと25年間スポーツを通して関わってまいりました。しかし、スポーツはあくまでも手段で、その奥にある、教科書だけでは学べない、社会人として力強く生き抜く力が持てるような指導をしてまいりました。そして、社会人となった彼らに会って、食事をしながら語らうことが今では無上の喜びであります。指導者冥利に尽きるとはこのことでありましょう。

そう考えると、先生方は毎日子供たちに会い、日々成長していく姿を見ることができて、いい仕事だなとつくづく感じるのであります。しかし、楽しくあるべき教育現場に、家庭からの過度な苦情や要望などの電話で大きな負担になっていることがあるとお聞きしています。子供同士の問題、いじめ対応、部活動や、また、教員の言動などであります。一義的には現場で対応し、解決すべきであります。話がエスカレートした場合は学校だけでは処理できない場合もあると考えられます。そんな問題を一人で抱えながら教壇に立って、いい授業ができるはずがありません。これまでも区では教育相談など対応策を行っていますが、早期に対応することが解決に結びつける方法だと考えます。現状では、担任、学年主任、副校長、校長という流れで対応していますが、早期に無理だと判断できたら、公教育に深い理解のある方に対応を委ねることも一つの方法だと考えます。

例えば、幸い本区には校長経験をお持ちの先生方が、現場を卒業され、今も台東区の教育のためにご活躍とお聞きしています。その経験を生かして、話を聞いてもらい、問題解決に導いてもらうような第三者に対応を依頼し、現場での負担を軽減できるような方法を検討してもらいたいと考えます。成長する日本、台東区を着実に築き上げていかれるよう、その将来を担う子供たちに少しでもよい教育環境を提供してもらいたいと思いを込めて、教育長に所見をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私から、ご質問の第1、財政についてお答えいたします。

区財政は、現時点では必要な財政力を維持できておりますが、今後は財源不足に対応するために、大きく基金を取り崩す年度が続くと見込んでおり、厳しい状況に置かれる可能性があります。そのような状況においても、区政を着実に前進させるためには、社会の変化や多様化・複雑化する区民ニーズを的確に捉えて、新しい行政課題に積極的にチャレンジするとともに、従来 of 取組を時代に合った内容へ見直していく必要があります。また、新たな取組を時期を逸せず実施するためには、持続可能な財政基盤を維持していくことも不可欠であ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

る、そのように考えています。

そのため、事務事業評価を通じて、緊急性が低い事業などについて積極的に廃止・縮小等を検討するほか、ファシリティマネジメントの考え方にに基づき事業内容を精査し、経費の縮減を図ってまいります。さらに、事業実施に当たっては国や都の補助金をこれまで以上に的確に活用するとともに、使用料については受益者負担の適正化に向けて他自治体の情報収集に努めるなど、引き続き収入確保の取組を進めます。

これらを通じ、人とまちが輝く明るい未来に向け、さらに前進が実感できるよう、引き続き中長期的な視点に立ち、持続可能で安定的な財政運営を推進してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 教育長。

（教育長佐藤徳久さん登壇）

○教育長（佐藤徳久さん） 私から、ご質問の第4、教育現場の改革についてお答えいたします。

教員が安心して教壇に立ち、授業や生活指導等に注力できる環境を整えることは、教育委員会の重要な役割であると認識しています。そのため、これまでに教育相談体制の充実、弁護士による法的な助言体制の整備等の対応策を講じてまいりました。しかしながら、長期化する苦情や要望に学校全体が疲弊してしまうケースもいまだ見受けられます。

今後、教員の負担軽減策として、校長経験者等の外部専門人材が第三者として関与する仕組みづくりに向けた検討や、東京都教育委員会の学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドラインを基にした区のガイドラインを策定することで、教員が将来を担う子供たちに関わる業務に専念できるよう、さらなる取組を進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 都市づくり部長。

（都市づくり部長寺田 茂さん登壇）

○都市づくり部長（寺田 茂さん） 私から、ご質問の第2、浅草らしいまちづくりと上野・浅草の結束ラインについてお答えいたします。

まず、浅草らしい景観形成についてです。浅草は、浅草寺を中心に祭りや商い、水辺など、多様な魅力を有する、本区の歴史、文化、観光の拠点です。その魅力は、時代を重ねて育まれてきた町並みとまちのにぎわいが調和する景観によって支えられています。これを将来に引き継ぐことは、当該地区の価値を守る上で欠かせないものと認識しています。

特に、浅草寺周辺は、門前町としての風情とにぎわいが重なる景観の核となる地域です。伝法院の庭園や建造物群をはじめとする歴史的な資源は、その価値を後世に伝える上で大切なものです。

当該地区のまちづくりビジョンである浅草未来図案では、浅草寺周辺における統一感のある景観づくりや通りごとの個性を生かした景観の必要性を示しており、今年度は景観に関する

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

る基礎調査を実施します。今後は、調査結果を基に建物の外観デザインや屋外広告物などの在り方を整理し、地域の方々と共有しながら、歴史や風情を感じる町並みとまちの活力が調和する浅草らしい景観形成につなげてまいります。

次に、浅草通りについてです。議員ご指摘のとおり、この通りの沿道や周辺には寺院や仏具店、かっぱ橋道具街などがあり、寺町に由来する成り立ちと地域に根差した商いの積み重ねが大きな特徴であると認識しています。浅草通りは都市計画マスタープランにおける文化や観光、緑等の広域的な都市軸の中核をなすものです。また、上野地区と浅草地区のまちづくりビジョンでも、相互の連携を高める方向性を示しています。

上野地区では、東上野四丁目のまちづくりや、駅周辺を含めた空間形成の検討が進んでいます。一方、浅草地区では、駅周辺から隅田川方面へとつながる空間の一体的な検討を進めています。区としては両地区でまちづくりの検討が進む中、浅草通りの都市軸としての機能を強化することが両地区の関係を高め、さらには、本区全体の魅力向上はもとより、東京の歴史、文化、観光などの多様な魅力を高める展開につながるものと考えています。

今後は両地区の強みを踏まえながら、都市機能の充実や良好な景観形成、歩行者の回遊性の向上など、一体的に捉え、区全体の都市構造と広域的な視点の中で、この軸を生かした都市空間の在り方について検討を進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 企画財政部長。

（企画財政部長関井隆人さん登壇）

○企画財政部長（関井隆人さん） 私から、ご質問の第3、DXのさらなる推進についてお答えいたします。

今後の人員確保等が不透明な中、持続可能な行財政基盤を維持していくためには、デジタル技術を活用した業務の効率化を強力に推し進めていくことが重要であると、区としても認識しています。そのため、全庁的な連携強化と意識改革を図ることを目的に設置した台東区DX推進会議において、年度ごとの重点取組事項を策定し、庁内のDXを推進してまいりました。定型作業の自動化や手続のオンライン化など176件の取組が実現し、業務時間の削減など、職員の負担の軽減につながりました。

また、今後のさらなる展開に向けて職員へのアンケートを実施したところ、デジタルスキルや改善策を検討する時間の不足、法令による制約などの課題が明らかになりました。そのため、人手不足の中でも着実に業務改善を継続していけるよう、今年度にデジタル人材の育成、確保に係る体系的な方針を策定するほか、DX推進サポーターや外部の高度専門人材を積極的に活用する等、実務的な支援体制を強化してまいります。

また、新たに職員向けデジタルツール説明会を開催するほか、デジタル技術導入の支障となる条例や要綱上のアナログ的な規制の見直しを進めていきます。

引き続き、区のDXのさらなる推進に向けて、全庁一丸となって取り組んでまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○議長（石川義弘さん） 4番弓矢潤さん。

（4番弓矢 潤さん登壇）（拍手）

○4番（弓矢 潤さん） 公明党の弓矢潤です。本日は大きく5つに分けてご質問させていただきます。区長、教育長におかれましては、ぜひとも前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

では、早速質問に入らせていただきます。若者世代・子育て世帯が住み続けられる住環境づくりについてお伺いいたします。

現在、物価高騰に加え、食費や光熱費等の負担増が続く中、若い世代、とりわけ子育て世帯を取り巻く環境は大変厳しさを増しております。そのような中、本区においても住宅価格や家賃の高騰が続いており、特にファミリー世帯では、子供の成長に伴い現在の住居が手狭になるケースが少なくありません。しかし、いざ区内で住み替えを検討しても、家賃や住宅価格の負担が大きく、結果として区外へ転居せざるを得ないというご相談を私はこれまで大変多くいただいてまいりました。本当は台東区に住み続けたい、こうしたお声を私は切実に受け止めております。

子育て世帯を中心とした若い世代が区外へ転出してしまうことは、地域コミュニティや学校運営、さらには将来的な地域活力にも関わる重要な課題であると考えております。実際、本区の未就学児については、年齢が上がるにつれて減少傾向にあることが見受けられます。これは、子供の成長に伴い、より広い住居を必要とする中で、区内で住み替え先を見つけることが難しく、結果として区外へ転居されるケースも背景にあるのではないのでしょうか。

また、区立幼稚園においては、定員基準に達せずクラスが開設できなかった事例も出てきております。これは単なる教育現場だけの問題ではなく、子育て世帯が住み続けにくくなっているという、まち全体の課題の表れでもあるのではないのでしょうか。

本区は住宅事情が非常に厳しい地域であります。だからこそ、区内で住み続けたいと考える若い世代、とりわけ子育て世帯をどのように支えていくのかという視点は重要ではないのでしょうか。

そこで、区長にお伺いいたします。本区における子育て世帯を中心とした若者世代への住宅事情や区外転出の現状について、どのように認識されているのでしょうか。また、若者世代、子育て世帯が住み続けられる住環境づくりについて、今後どのように取り組んでいくのか、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、不登校支援についてお伺いいたします。

近年、不登校児童生徒数は全国的に増加しており、深刻な社会課題となっております。その背景には、不安や無気力、人間関係、発達特性など、様々な要因があると言われております。そのような中、現在は学校以外にも、フリースクールやオンライン学習など多様な学びの形が広がっております。この多様な学びを支えていく視点は今後より重要になっていくものと考えております。本区におきましても、全区立の小・中学校に導入されているほっとス

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ーションなどの校内別室や、あしたば学級におけるバーチャル・ラーニング・プラットフォームなど、不登校支援への取組が進められていることは大変心強く感じております。

そこで、東京都では現在、フリースクール等利用者に対し、月額最大2万円の助成制度が設けられております。この取組は大変意義のある制度であると認識しておりますが、支援対象は施設へ通う通所型を前提としており、在宅でオンラインを中心に学んでいる児童生徒については対象外となるケースがあります。実際に保護者の方からは、学ぶ意思はある、しかし、外出すること自体が難しい、また、無理に通わせるより、まずは本人が望む形で学ばせてあげたいといった切実なお声もいただきました。特に精神的な不安や感覚過敏などにより、通所や公共交通機関の利用そのものに強い負担を感じるお子さんにとって、オンラインによる学びは非常に重要な選択肢となっております。また、オンラインによる学びを通じて少しずつ学習リズムや生活習慣を整えているケースもあると伺っております。

また、保護者の方からは、フリースクール利用料に加え、通所型、オンライン型にかかわらず、不登校となった場合には学校給食に代わる昼食を毎日家庭で用意する必要があるなど、経済的負担が大きいとお声もいただいております。本区では給食費無償化など子育て世帯への支援を進めておりますが、一方で、不登校家庭では様々な負担が重なっている現実があります。不登校支援は非常に繊細なテーマであり、もちろん制度面だけで解決できるものではありません。だからこそ、子供たちの学びをどのように支えていくのか、また、保護者の方々が抱える様々なご負担にどのように寄り添っていくのかという視点が今後さらに大切になっていくものと考えます。

そこで、教育長にお伺いいたします。現在東京都の助成制度では、オンライン型、フリースクール等が対象外となるケースがありますが、区として通所が困難な児童生徒たちへの学びの継続支援について、どのように認識されているのでしょうか。また、そのような児童生徒たちへの支援の在り方について、今後どのような方向性で検討していくお考えなのでしょうか。さらに、不登校児童生徒がいらっしゃるご家庭における経済的負担について、区としてどのような支援の可能性があるとお考えか、併せてお伺いいたします。

続きまして、今後の行政運営についてお伺いいたします。

現在は資材価格や労務単価の高騰、円安、エネルギー価格の上昇、人手や資材不足など、当初の計画段階では想定し切れなかった社会経済状況の変化が重なっております。さらに、世界情勢も不安定化しており、今後の区財政への影響を不安視する声も少なくありません。本区では、北上野における福祉施設整備や、旧東京北部小包集中局跡地活用を含む北部地域のまちづくり、さらには、こども家庭部の創設をはじめとする子育て支援体制の強化や、従来より進めている福祉施策など、令和8年度以降も様々な行政需要への対応が予定されております。将来を見据えた施設整備やまちづくり、子育て、福祉施策などは非常に重要であると認識していますし、北上野二丁目の福祉施設整備のように既に具体的に進められている事業については着実に進めていく必要があると考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

これらの取組はそれぞれ必要性や期待される役割がある一方で、当初想定したスケジュールや事業費のまま進めていくことが現実的に可能なのか、改めて検証していく必要があるのではないのでしょうか。また、現在区民生活は物価高騰の影響を大きく受けております。食費や光熱費をはじめ、日常生活に係る負担は日に日に増しており、多くの方が将来への不安を感じておられるのではないのでしょうか。

こうした現状を踏まえれば、限られた財源をどのように活用していくのか、今まで以上に柔軟な行政運営の視点が重要になると考えます。

例えば、昨年実施したお米券をはじめ、現在実施されている食料品等高騰対応給付金など、区民生活を支える施策を必要に応じて講じていくことも今後ますます重要になると考えます。そのためには、将来的な行政需要や不測の事態にも対応できるよう、必要な支援策へ柔軟に財源を振り向けられる一定の余力を確保していく視点が重要です。現在のように建設コストや資材価格が高騰している現状では、事業によっては先送りすることでかえって将来的な負担が大きくなる場合もあると考えます。そのため、必要な事業を着実に進めながら、区民生活を支える施策にも適切に対応していく視点が重要ではないのでしょうか。

その中でも、子供たちの安全や教育環境に直結する区立小・中学校の大規模改修については、特に重要な取組であると考えます。学校は学びの場であると同時に、災害時には避難所としての役割も担っております。特に老朽化対策やトイレ、空調環境の改善などは、子供たちの安全、衛生環境にも直結する課題であり、計画的かつ着実に進めていく必要があります。また、防災機能の強化や老朽化した公園、トイレなど、区民生活に密接に関わる基盤整備についても重要な分野であると考えます。

このように社会経済状況や区民ニーズの変化を踏まえながら、必要な施策を着実に進めるとともに、柔軟に行政運営を行っていく姿勢はこれまで以上に求められるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。区は今後の社会経済情勢や建設コストの高騰などを踏まえ、区民生活を支えていくための様々な事業や、今後予定されている大規模事業などをどのような考えの下で進めるのか、区長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、肺炎球菌ワクチン接種についてお伺いいたします。

予防接種は感染症の予防及び蔓延防止を図り、区民一人一人の健康を守るための極めて重要な取組であり、予防医療の視点が今後ますます不可欠になると考えております。特に高齢者の肺炎は、長期入院や身体機能の低下、さらには要介護状態につながることも多く、ご本人はもとより、ご家族にも大きな負担をもたらします。また、医療費の増加や病床逼迫、介護人材不足など、地域医療や社会全体にも大きな影響を及ぼしかねません。重症化予防を進めることは、健康長寿の延伸だけでなく、将来的な医療・介護負担の軽減にもつながる重要な予防的投資であると考えます。

こうした中、肺炎球菌ワクチンは高齢者肺炎の重症化予防に一定の効果が期待されており、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

平成26年10月から予防接種法上の定期接種に位置づけられ、令和5年度までの10年間、65歳を超える方については経過措置として5歳刻み年齢ごとの接種機会が設けられていました。しかし、令和6年度からはこの経過措置が終了し、定期接種は65歳時の1回のみとなっております。また、国においては、接種効果が年々低下すると指摘されております。

そうした中、本年4月からは新しい肺炎球菌ワクチンが定期接種に導入されました。国はこの新しいワクチンについて、高齢者肺炎の重症化予防に有効であり、費用対効果が高いと評価しております。本区における接種率は、令和6年度時点で21.9%にとどまっております。区として周知や接種勧奨を行っていることは承知しておりますが、結果として多くの高齢者が未接種であることも事実であります。今後、新たなワクチンや制度の導入が行われる可能性もあることから、区として慎重な判断が必要であることも理解しております。

しかし、高齢になるにつれて肺炎の重症化リスクは高まり、要介護化や身体能力の低下につながるおそれもあると考えられます。よって、私は65歳時に接種機会を逃した方や、従来型のワクチンの効果低下が懸念される高齢者など、いわゆる制度のはざまとなる方々への接種機会の確保は必要であると考えております。一方で、すぐに区独自に進めることは様々な課題があることも承知しており、まずは現在の肺炎球菌ワクチンの接種率を向上させることが重要であると考えます。

そこで、区長にお伺いいたします。高齢者肺炎の重症化予防に一定の効果が期待される肺炎球菌ワクチンについて、さらなる接種に向けた検討を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。区長のご所見をお伺いいたします。

最後に、旧特別養護老人ホーム蔵前の今後の活用についてお伺いいたします。

現在、旧特別養護老人ホーム蔵前につきましては、荒川区の特別養護老人ホーム改修に伴う仮移転先として、令和7年8月から令和9年9月まで貸付けが行われております。高齢者福祉を支える自治体連携として意義のある取組であると認識しておりますが、この貸付けは一定期間の暫定的な活用であり、返却後の活用の在り方は大変重要であると考えます。実際、区民の皆様からは、今後どのような施設になるのかといったお問合せに加え、シルバーピアにしてほしい、運動ができる場所にしてほしいなど、様々なお声をいただいております。また、蔵前、浅草橋などを含む南部地域では、マンション建設や地価上昇が進む一方で、単身高齢者世帯への対応や地域コミュニティの変化など、地域課題も多様化しております。旧特別養護老人ホーム蔵前が竜泉へ機能移転したことにより、区全体としては病床数や機能の充実が図られました。

一方で、南部地域における地域福祉や地域交流の拠点の一つが移転したことによる影響も少なからずあるのではないかと感じております。もちろん区全体として計画的に施設整備や機能配置を進める視点は必要であります。しかし、高齢者福祉施設は地域とのつながりや在宅介護との連携、さらには災害時対応など、地域密着型施策としての役割も大きいのではないのでしょうか。今後の活用に当たっては、地域福祉、多世代交流、防災、健康増進など、地

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

域課題を踏まえた幅広い視点から検討していただきたいと考えております。

一方で、建設費や物価高騰により今後の公共施設整備には厳しい財政状況も想定されます。将来的な活用を見据えながら、一定期間、他自治体や民間事業者への貸付け等を行うといった柔軟な活用方法も一つの考え方としてあり得るのではないのでしょうか。最も避けるべきことは、荒川区への貸付期間終了後、方向性が定まらないまま長期間活用されない状態となってしまうことでもあります。だからこそ、今の段階から地域ニーズや行政需要を踏まえ、中長期的な方向性を検討していくことが重要であると考えます。

そこで、お伺いいたします。区は旧特別養護老人ホーム蔵前の返却後の活用について、現時点でどのような認識を持って進めていくのか、区長にお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。ご清聴誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

（教育長佐藤徳久さん登壇）

○教育長（佐藤徳久さん） 私から、ご質問の第2、不登校支援についてお答えいたします。

まず、様々な事情によりどこにもつながっていない児童生徒の学びの継続支援に関する認識についてです。誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策として、児童生徒の学びの継続は社会的自立のために重要であると認識しています。そこで、8名のスクールソーシャルワーカーによる全校園への支援や、中学校における不登校対応巡回教員による定期的な家庭訪問などにより、学校や関係機関とのつながりを持たない児童生徒をゼロにする取組を進めています。

次に、支援の在り方の今後の方向性についてです。児童生徒の不登校の要因は様々であり、個々の状況に柔軟に対応していくことが重要です。引き続き、どこにもつながっていない児童生徒の個々の状況や、フリースクールなどに通う児童生徒の学びの状況を丁寧に把握してまいります。

さらに、令和6年度から開設したバーチャル・ラーニング・プラットフォーム利用者を増やすため、より有効な活用の在り方について、学校と連携しながら検討してまいります。

また、不登校家庭への経済的負担への支援については、課題を整理し、その可能性について検討してまいります。

教育委員会といたしましては、引き続き全ての児童生徒の学びの継続のための取組の充実に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 都市づくり部長。

（都市づくり部長寺田 茂さん登壇）

○都市づくり部長（寺田 茂さん） 私から、ご質問の第1、若者世代・子育て世帯が住み続けられる住環境づくりについてお答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

若者世代、子育て世帯が世帯の状況に応じて住まいを選び、住み慣れた地域で暮らし続けられることは、地域コミュニティやまちの活力にも関わるものと認識しています。若者世代、子育て世帯の転出・転入には、就職、結婚、出産、子供の成長など、様々な要因があるものと考えています。その中で、子供の成長や世帯構成の変化に応じ、希望する広さの住まいを区内で確保しにくいことは課題であると捉えています。

本区では、住宅マスタープランにおいて子育て世帯等が安心して住み続けられる居住環境の向上を重要な施策の一つとして位置づけています。また、本年第1回定例会では、東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例を改正し、家族向け住戸の供給誘導に向け、住戸規模に関する基準を見直しました。

こうした計画上の位置づけと条例改正の趣旨を踏まえ、改正後の条例の運用状況や効果を検証しながら、区内での住み替えに伴う課題についても、対象となる世帯のニーズや施策効果を見極め、今後の施策展開につなげてまいります。

引き続き、これらの取組を通じて子育て世帯等が安心して住み続けられる住環境づくりを推進してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 企画財政部長。

（企画財政部長関井隆人さん登壇）

○企画財政部長（関井隆人さん） 私から、ご質問の第3、今後の行政運営についてお答えいたします。

依然として物価高騰や労働力不足などが区民生活や区内事業者の活動に影響を及ぼしている中、今回の中東情勢の悪化はさらなる不安要素であると、区としても懸念しています。こうした中であっても、社会経済状況や多様化・複雑化する区民ニーズを的確に捉えながら、区民生活や事業活動を守り支え、区政を着実に前進させていく必要があると考えています。

区では、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、長期総合計画の下、子育て、教育、健康、福祉をはじめ様々な分野の取組をソフト、ハード両面で計画的に進めるとともに、区民や区内事業者を支える物価高騰対策など、社会情勢の変化に対応した施策を適時適切に実施しています。

今後とも、持続可能な行財政基盤を維持しながら、区民福祉の向上、地域の活性化を第一に据えて必要な施策を講じてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 台東保健所長。

（台東保健所長水田渉子さん登壇）

○台東保健所長（水田渉子さん） 私から、ご質問の第4、肺炎球菌ワクチン接種についてお答えいたします。

高齢者の肺炎の重症化予防にはワクチン接種が大変有効であると、区としても認識してい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。区では、これまで広報紙やポスターの掲出による周知、未接種者への個別通知により接種率の向上に取り組んでまいりました。今後は新たにSNS、健康管理アプリなど様々な媒体を活用し、さらなる周知啓発に努めてまいります。

また、現在国においては、65歳を超える方に対しても接種機会を設けることについて、有効性や費用対効果等の観点から議論が進められております。区としては、国の動向を注視しながら、引き続き高齢者の肺炎の重症化予防に向けた検討を進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 用地・施設活用担当部長。

（用地・施設活用担当部長越智浩史さん登壇）

○用地・施設活用担当部長（越智浩史さん） 私から、ご質問の第5、旧特別養護老人ホーム蔵前の今後の活用についてお答えいたします。

旧特別養護老人ホーム蔵前は、台東区公共施設等総合管理計画の考えに基づき、荒川区へ貸付けをしており、両区において有益であったと認識しています。

貸付終了後の活用については、区民ニーズや行政需要及び社会情勢を的確に把握するとともに、他自治体への貸付けや民間活力の導入なども視野に入れながら、丁寧に検討を進めてまいります。

跡地活用の検討に当たりましては、今後もファシリティマネジメントの考え方を基本とし、施設の特性や利用状況を踏まえ、安定的かつ持続的に質の高いサービスが提供できるよう取り組んでまいります。

○議長（石川義弘さん） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時14分 開議

○議長（石川義弘さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番大貫はなこさん。

（5番大貫はなこさん登壇）（拍手）

○5番（大貫はなこさん） つなぐプロジェクト、国民民主党の大貫はなこです。まずは、公契約条例の運用における課題について伺います。

台東区では、公契約に従事する労働者等の適正な労働環境を確保することを目的として、公契約条例を制定し、令和7年4月1日以後に締結する一定の契約から、特定公契約として労働報酬下限額の適用を開始しています。公契約条例は、公共サービスを担う労働者が適切な賃金や報酬を受け取り、労働と区民サービスの質を確保するために設けられた制度です。公共サービスの担い手を確保し、質を守るためにも、労働者の賃金や労働環境を守ることは大変重要です。特に清掃、警備、受付、給食調理などの職種について、区が発注者として一定の労働報酬下限額を定めることには大きな意義があると考えます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

近年は物価高騰や人件費の上昇が続き、業種や事業者によって賃金上昇への対応に差が出ています。区としても、令和8年度の委託・指定管理協定に係る労働報酬下限額を1,501円とするなど、社会情勢を踏まえた対応を進めているところですが、重要な点は実際に適正な運用がなされているかどうかです。区が特定受注者に対し、特定受注者や特定関係者が労働報酬下限額を支払うのに必要な労務費を含む金額で発注しているのか、特定労働者等が労働報酬下限額を現に受け取っているのか、労働者や事業者の双方にアンケート調査などを行い実態を把握することが必要ではないでしょうか。

また、制度の運用が始まったことにより、現場では新たな課題も見えてきています。台東区の公契約条例では、全ての指定管理協定が対象となる一方、業務委託契約については、建物清掃、学校等の用務、建物総合管理、警備、施設の受付、給食調理など、一定の業務に限定されています。つまり、区立施設の運営の中に含まれる業務は指定管理協定として対象となる場合がある一方で、同じように区の事業や区立施設に関わる業務であっても、契約の形や業務内容によっては対象外となります。例えば、同じ子供関連施設に関わる業務であっても、児童館が指定管理に含まれる場合には特定公契約の対象となる一方、こどもクラブのように業務委託として実施されている事業については対象とならない場合があります。その結果として、特定公契約の対象となる業務に従事する方の賃金は労働報酬下限額によって引き上げられる一方、対象外の業務に従事する方、中には一定の経験や専門性を必要とする業務に携わる方の賃金が結果的に下限額を下回るという逆転現象が生じています。もちろん、労働報酬下限額の対象を単純に広げればよいという話ではありません。全ての業務委託を対象にすれば、条例の趣旨や制度設計そのものが大きく変わりますし、事業者側の負担や契約実務への影響も慎重に考える必要があります。

また、同じ事業者の中で、区の契約に従事する労働者とそれ以外の業務に従事する労働者の賃金を現実的にどう切り分けるのかという難しさもあります。場合によっては、区の業務を受託すること自体が事業者にとって難しくなる懸念もあります。

しかし、条例の趣旨が公共サービスを支える労働者の適正な労働環境の確保にある以上、制度の対象内と対象外の間で不合理な逆転現象が生じ、専門性を持つ人材の流出や区民サービスの質の低下につながるようなことがあれば本末転倒です。条例対象の範囲設定が現場にどのような影響を与えているのか、対象外の業務との関係でどのような課題が生じているのかについても丁寧に把握する必要があると考えます。

都内の26の自治体で公契約条例が制定され、それらの公契約審議会のほとんどにおいて、労働報酬下限額の在り方や制度運用の影響について継続的に検証しています。台東区においても、公契約審議会の議論を通じて、制度開始後に現場で生じている課題を丁寧に把握し、必要な見直しにつなげていくことが重要です。

そこで伺います。公契約条例の運用開始後、労働報酬下限額の対象となる業務と対象外の業務の間の賃金の実態を区として認識はされていますか。課題を認識しているのであれば、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今後、対応策を講じていくお考えはありますか。所見を伺います。

次に、若い世代を協働のパートナーとして育てる仕組みについて伺います。

台東区では、協働のパートナーとして、区内在住、在勤、在学の区民、活動団体、事業者等を位置づけ、多様な主体との協働の促進を目指しています。現在の協働の取組は、協働事業提案制度に代表されるように、地域活動団体やNPOなど、既に一定の活動実績や組織を持つ団体との協働が中心になっているように見受けられます。もちろん地域で活動する団体を育成し、区とともに地域課題の解決に取り組んでいくことは重要です。しかし、協働の担い手は、最初から団体として存在している人たちだけではありません。地域やまちづくりに関心を持ちながらも、まだ団体には所属していない個人、とりわけ学生や新社会人などの若い世代が、1回からでも地域活動に関わり、経験を積み、将来的に協働のパートナーへと育てていくための仕組みについては、なお力を入れていくべきだと考えます。

台東区は、20から29歳の転入超過や単身世帯が約6割を占めるといった特徴があり、台東区出身でなくとも、区内で暮らす若い世代が一定数存在しています。こうした方々は必ずしも町会や地域団体とのつながりを最初から持っているわけではありません。地域やまちづくりに関心がないのではなく、きっかけや接点がないために、区政や地域活動に関わる入り口を見つけにくいのではないかと考えます。

私自身、学生時代に、都心部の再開発エリアに整備された学生マンションに居住していたことがあります。民間事業者が整備した住宅でしたが、そこでは単に学生が住む場所ではなく、エリアマネジメントの中に学生が位置づけられ、周辺相場より安く住める代わりに、入居者が地域活動やボランティアに関わることを通じてまちとつながる仕組みが設けられました。具体的には、地域イベントの運営補助や清掃活動、お祭りへの参加など、学生が関われる活動があらかじめ用意され、活動への参加はポイント制で仕組み化されていました。私も、お祭りでおみこしを担ぐことをはじめ、地域活動に参加しました。もともとその地域に地縁も血縁もありませんでしたが、今でもそのまちに愛着を抱いています。この経験から、若い世代が地域に関心を持つかどうかは、本人の意欲だけでなく、地域と関わる入り口や仕組みが用意されているかに大きく左右されると感じています。

他自治体では、若い世代や学生を地域活動につなげる取組も見受けられます。例えば世田谷区では、区内各大学の学生ボランティア活動団体等と区との間でネットワークをつくり、大学生による地域でのボランティア活動を推進する取組があります。また、足立区では、29歳以下を対象に、ボランティア活動への参加に応じてポイントを付与し、区内共通商品券と交換できる事業を行っています。こうした事例からも、地域活動に関心を持つ人を待つだけでなく、参加のきっかけをつくり、活動の経験を積めるようにし、将来の担い手へと育てていく視点が重要であると考えます。

令和7年度の区民意識調査では、まちづくり活動について、参加したいが時間がないが31.8%、町会や知り合いなどから誘いがあれば参加したいが22.8%となっており、何らかの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

形で参加したいという意向は70.6%に達しています。また、協働による地域力の向上に関する項目では、地域活動について、現在活動はしていないが、機会があれば参加したいと回答した人が年々増加している一方で、実際に活動している人は減少しており、区も機会を求めている方をいかに参加につなげるかが課題であると整理しています。

現在、区では、協働指針の見直しと協働事業提案制度の再検討を進めています。この機会に、在住、在勤、在学の若い世代を将来の協働のパートナーとしてどう育てていくかという視点をより明確に位置づける必要があると考えます。

例えば学生や専門学校生、新社会人などが、単発・短時間から参加できる地域活動、情報発信やイベント運営補助、行政課題へのアイデア提案など、自分の関心に応じて、地域や区政に関われる仕組みが考えられます。また、団体としてではなく、個人で関わりたい人に対しても、相談やマッチング、継続的な活動への展開までを支える仕組みが必要です。大学生など、若い世代にとって、地域活動や区政参加は台東区に住んでいる意義を実感し、シビックプライドを醸成する機会になり得ます。同時に、区にとっても新たな担い手を掘り起こし、協働の土壌を広げていくことにつながります。

そこで、協働指針の見直しに当たり、若い世代が1回からでも地域や区政に関われる体制を整備し、将来の協働の担い手へと育てていく仕組みを検討すべきと考えますが、所見を伺います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

（総務部長小川信彦さん登壇）

○総務部長（小川信彦さん） 私から、ご質問の第1、公契約条例の運用における課題についてお答えいたします。

東京都台東区公契約条例に基づく労働報酬下限額は、一定金額以外の工事請負契約及び業務委託契約並びに全ての指定管理協定に対して、区が独自に定める時間単価賃金の最低額です。業務委託契約においては、行政サービスを安定して提供できるよう、主に区有施設の維持管理や、かつては区職員が担っていた学校用務等を労働報酬下限額の対象として定めているところですが、

労働報酬下限額は、会計年度任用職員の給与等を勘案し、毎年、台東区公契約審議会の答申を受け、決定しています。令和8年度は大幅な引上げとなり、それに伴い、対象業務と対象外業務との間に、一部、賃金の乖離が生じていることは認識しています。

区といたしましては、社会情勢や雇用状況、また、他区の動向等も参考にしながら、条例の趣旨を踏まえた対応を検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 区民部長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(区民部長内田 円さん登壇)

○区民部長(内田 円さん) 私から、ご質問の第2、若い世代を協働のパートナーとして育てる仕組みについてお答えいたします。

区では、地域に関わるあらゆる主体を協働のパートナーと位置づけ、中間支援組織である台東ボランティア・地域活動サポートセンターにおいて、ボランティア活動をしたい方と団体をつなぐなど、地域での活動を支援しているところです。

また、町会アドバイザー派遣事業を活用して、町会SNSの運用やイベントの運営補助など、気軽に地域活動に参加いただける方を募集することで、これまで関わりのなかった若い住民との接点づくりを進めている町会もごぞいます。

議員ご指摘のとおり、本区では、特に若い世代で転入者が多く、こうした世代が持つ新しいアイデアや柔軟な発想は、地域課題の解決を図る上で大きな力になると認識しています。

若い世代を含む幅広い区民に地域活動への参加をより一層促す仕組みについては、今年度進めている協働指針の見直しの中で、他自治体の先進事例等も把握しながら、検討してまいります。

○議長(石川義弘さん) 7番吉岡誠司さん。

(7番吉岡誠司さん登壇)(拍手)

○7番(吉岡誠司さん) 皆様、こんにちは。台東むすびの会、参政党、吉岡誠司です。

質問の機会を今回もいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、災害時協力井戸制度について、災害用浄水器について、小・中学校の農業体験について、順番にお伺いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

令和6年に発生した能登半島地震では、水道施設や配水管が広範囲で被災し、長期間にわたる断水が発生いたしました。地域によっては、断水が数か月続き、多くの住民が給水所へ長時間並ぶ状況となりました。また、高齢者や障害をお持ちの方など、自力で水を運ぶことが難しい方々への負担も大きな課題となりました。

災害時に不足するのは飲料水だけではなく、トイレ、洗濯、お風呂、調理など、生活を維持するための生活用水の不足が能登半島地震で改めて浮き彫りになりました。改めて、水の確保は災害対策の根幹であり、命を守るインフラであることを私自身、再認識したところがあります。

私は、防災対策を考える上で、災害発生から数日間をどう乗り切るかの視点も大事ですが、それ以上に、災害が長期化した場合に、地域の中でどのように生活を維持するかという視点も重要だと考えます。近年は、災害だけではなく、紛争や国際情勢の不安定化も続いております。災害対策と有事への備えは本質的には共通する部分が多く、地域の中でなるべく多くの水や食料を確保できる体制をつくるのが大事だと考えます。

一方で、本区における水の備えについては、災害時、給水ステーションや応急給水栓、深

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

井戸、浅井戸や備蓄飲料水、公衆浴場との災害協定井戸の制度など、様々な対策を進めており、水の備えについては比較的充実している自治体であると認識しております。これらは、長年にわたり、防災対策に取り組んでこられた先人の皆様のご尽力によって築き上げられてきたものであり、今までのご尽力に深く感謝申し上げます。

大規模災害時には、公助の充実だけではなく、自助・共助の力を高めて、地域が自ら水を確保できる仕組みについての視点も必要だと考えます。行政が何とかしてくれる、行政が来るまで待つという形だけでは限界があると感じています。実際に、大規模な災害時には、行政職員自身も被災し、道路の寸断や通信障害などによる行政機能そのものが大きく制限される可能性があります。自助・共助の意識を高めることに意味があると思います。

その一つとして、災害時協力井戸制度をご提案させていただきます。世田谷区では、区民が所有している井戸を震災対策用井戸として約1,740か所登録しており、災害時に地域住民への生活用水確保を進めております。震災時井戸水提供の家という看板を標示し、防災マップや区のホームページには指定井戸として情報を公開しております。同様の制度を、北区では101件、杉並区では315件登録しております。補助の条件は様々で、2年に1回の水質検査のみ自治体が負担しているところや、井戸の補修費用の上限を決めて補助している自治体もあります。本区でも民間の井戸を活用することができれば、自宅近くで水を確保し、高齢者や障害者の負担を軽減できること、そして、多くの方が1か所に集中することも防げます。水道管の破損による応急給水栓などが使用できない状況でも、水の確保ができることや、手押しポンプや発電機対応の井戸であれば、停電時にも利用ができて、電気や水道のインフラに依存せず供給ができます。区内にも、現在も使われていない井戸も含めて、多くの民間井戸が存在していると認識しております。新たな施設整備だけではなく、地域に既に存在する資源を活用することは費用対効果の高い防災対策でもあります。

災害時協力井戸制度自体は、以前、ほかの議員からのご提案があったと認識しております。協定という形だけではなく、まずは任意の協力の呼びかけや情報収集など、将来的な制度化も見据えながら、段階的に取組を進めていくことも一つの方法ではないかと考えます。

そこで伺います。世田谷区や杉並区などでは、災害時協力井戸制度を導入しておりますが、本区としても、生活用水を確保するため、民間井戸を地域の防災力向上に向けて活用していくことについて、区のご所見をお伺いいたします。

次に、災害用浄水器、いわゆる逆浸透膜型非常用浄水器についてお伺いいたします。

本区では、飲み水の確保として、先ほどお話ししました災害時給水ステーションや応急給水栓の整備、備蓄の飲料水、そして、深井戸によって飲み水を確保するための取組が進められております。これらは重要な対策であり、発災直後の区民生活を支える大切な仕組みであると認識しております。

一方で、災害が長期化した場合や、想定を超える被害が発生した場合には、地域に存在する様々な水の資源を活用できる体制を整えていくことも重要だと考えます。その一つとして、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

個人的に注目しているのが、逆浸透膜型非常用浄水器でございます。2024年に福岡県八女市で初めて導入されました。この設備は、井戸水、川の水、池の水、雨水、そしてプールの水などを浄化し、飲み水として活用することができる設備です。逆浸透膜はとても細かい膜によって不純物を取り除く仕組みであり、導入機種によっては、細菌やウイルス、そして一部の有害物質などにも対応できるとされております。八女市で導入された設備は大型のもので、1時間当たり約350リットル、1日当たり約2,800人分の飲料水を確保できるそうです。そのため、今の飲料水確保の対策をさらに補完する形で、水の確保手段を複数持っていることも重要だと考えます。地域に存在する井戸や、そして河川、池、プールなどの水資源を活用しながら、飲料水を確保できる仕組みを整えておくことは本区の災害対応力のさらなる向上につながるものと考えます。

本区は、決して水源に恵まれていない地域ではなく、区内に存在する様々な水資源をどのように活用するかという視点も重要だと考えます。災害時の協力井戸によって生活用水を確保し、さらに、浄水器によって飲料水を確保することができれば、地域内に存在する水源を最大限活用することが可能になります。

先ほど紹介しました浄水器には、大型のものから、そして移動式の小型のものまであります。八女市のような大型設備は高い浄水能力があり、多くの方へ安定的に飲料水を供給できるという大きなメリットがあります。その反面、大型ですので、移動が難しいという課題もあります。一方で、移動式の浄水器を導入している自治体もあります。移動式浄水器には、大型設備ほどの処理能力はなく、1時間当たり52リットルほどとなりますが、小型で持ち運びがやすく、避難所や地域の拠点へ迅速に搬送することが可能です。また、手動式や発電機対応の機種もあり、停電時でも運用できるという特徴があります。大型浄水器には大型浄水器のメリットがあり、移動式浄水器には移動式浄水器のメリットがあります。

そこで伺います。飲料水を確保するため、大型の逆浸透膜型浄水器や移動式の逆浸透膜型浄水器について、本区として導入することはいかがでしょうか。区のご所見をお伺いいたします。ちょっと一息いたします。お水がめっちゃくちゃおいしいですね。ありがとうございます。

最後に、小・中学校の農業体験について伺います。

私自身、台東区で生まれ、育ち、幼稚園でのお芋掘り体験、そして、小学校での乳搾りやソーセージ作り、ヘチマやアサガオの栽培まで、様々な体験学習をさせていただきました。恥ずかしながら、私は、大人になってから、そうした生きる上で不可欠な食の重要性に気がつきました。スーパーへ行けば、野菜やお肉、そしてお魚が当たり前のようにきれいに梱包され、並んでいます。しかし、その食材が私たちの手元に届くまでには、生産者の方々の努力や、自然と向き合いながら積み重ねてきた多くの苦労があります。私自身も大人になってから、農業のお手伝いをさせていただく機会が何度かありました。実際に土に触れ、水をやり、天候と向き合いながら作物を育てる中で、食べ物を作ることの大変さを実感いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

た。今まで当たり前だと思っていた食卓の風景に対しても、当たり前じゃなかった、多くの方々の努力によって支えられていることを改めて認識し、感謝の気持ちを抱くようになりました。近年は都市化が進み、子供たちが土に触れたり、作物が育つ過程を身近に感じたりする機会が少なくなっております。私のもとにも保護者の方々から子供たちが土に触れる機会を増やしてほしい、自然の中で学ぶ体験を増やしてほしいといった声が寄せられております。農業体験は、単に農作業を学ぶだけではなく、食育、環境教育、そして、命の大切さを学ぶ機会にもなると考えております。

例えば23区の中で杉並区では、成田西ふれあい農業公園において、子供たちの、子供のための農業体験教室など、事業を実施し、トウモロコシやレタス、枝豆など、様々な野菜の栽培から収穫までを学べる機会を提供しているそうです。また、練馬区では、練馬区立の農の学校でプチトマトや練馬大根などの農業体験を行っております。農家さんと連携し、農業に関する事業を通じて、子供たちや地域住民が農業に触れる機会を設けております。

本区には農地がないので、農家さんのお話を聞く機会、そして、農業体験や自然と触れ合う機会が限られております。だからこそ、意識的につくっていくことが大事だと思います。

そこで伺います。今後、児童生徒が農業の役割や食の大切さへの理解を深められるよう、姉妹友好都市との連携や宿泊事業などを通し、農業体験学習の機会を充実していくことについて、教育長のご所見をお伺いいたします。

ご清聴いただき、ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

（教育長佐藤徳久さん登壇）

○教育長（佐藤徳久さん） 私からご質問の第2、小・中学校の農業体験についてお答えいたします。

土に触れ、作物の成長を実感する体験は、命の貴さや食に対する感謝の念、さらには環境への関心を育む上で大変有意義なものです。本区においては、生活科等における野菜栽培や、バケツ稲を活用した栽培体験学習など、各校の教育課程や施設環境に応じた取組を展開しています。

教育委員会といたしましては、今後、宿泊行事や校外学習での農業体験を含め、子供たちに最適な体験学習の在り方を検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 危機管理室長。

（危機管理室長山本光洋さん登壇）

○危機管理室長（山本光洋さん） 私から、ご質問の第1、災害時の生活用水、飲料水の確保についてお答えいたします。

まず、災害時協力井戸制度の導入についてです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

大規模災害時、水道施設の破損等による断水が発生した場合、掃除やトイレ等に用いる生活用水の不足が想定されます。生活用水の供給拠点を複数確保することは、運搬の負担軽減や供給拠点における混雑の緩和という観点から重要であると認識しています。

区では、これまで浅井戸を36か所に整備したほか、台東区浴場組合と井戸水の提供に関する協定を締結するなど、災害時における生活用水の確保に努めてまいりました。

国も昨年、災害時における地下水利用に関するガイドラインを策定し、災害用井戸等の活用を推進しているところです。

議員ご提案の災害時協力井戸制度については、国のガイドラインや他自治体の事例を参考にしながら、制度の導入に向けた検討を進めてまいります。

次に、災害用浄水器の導入についてです。

区では、これまで避難者の飲料水を確保するため、避難所や防災拠点倉庫への飲料水の備蓄をはじめ、逆浸透膜フィルターを備えた深井戸の整備や東京都と連携した応急給水栓の設置を進めてまいりました。また、避難所運営委員会や町会の防災訓練を通じて、初期消火に使用するスタンドパイプを活用した飲料水を確保する訓練も実施してきました。

議員ご提案の逆浸透膜型浄水器については、発災時の活用方法や維持管理などの課題があることから、他自治体の情報収集に努めてまいります。

○議長（石川義弘さん） 32番青柳雅之さん。

（32番青柳雅之さん登壇）（拍手）

○32番（青柳雅之さん） 皆さん、アーバンスイミングってご存じですか。世界の主要都市で市街地の中を流れる川を再生し、市民が泳げる水辺として活用する先進的な取組、この取組がアーバンスイミングと呼ばれるようになりました。かつては、水質悪化や安全面の課題から泳げない川となっていた都市河川が、水質改善や環境整備によって再生され、市民のスポーツや健康づくりの場として生まれ変わっています。姉妹都市グラスサックセ市のあるデンマークでは、コペンハーゲン市がかつて工業化による水質悪化が問題となっていました。長年にわたる浄化対策によって港湾部の水質を改善しました。現在では、都市部に複数のハーバーバスが整備され、多くの市民や観光客が利用しています。都市の中心部で人々が泳ぐ光景は日常の風景となり、健康づくりや観光資源としても活用されています。スイスのバーゼルではライン川、ベルンではアーレ川、チューリッヒではリマト川、泳ぐことが夏の風物詩として定着しています。市民は、川辺から水に入り、流れに身を任せながら下流へ移動します。スーツやシューズ、スマホを防水バッグに入れ、毎朝の通勤にこの流れを利用するオフィスワーカーも。中には、仕事帰りに川の流れを泳いで遡り、帰宅する人までいらっしょるとか。泳いで通勤するための専用防水バッグも販売されていて、川で泳ぐことが特別なイベントではなく、都市文化として根づいています。フランス・パリでは、約100年にわたり遊泳が禁止されていたセーヌ川について、オリンピック開催を契機として、大規模な水質改善が進められました。昨年夏、市内3か所に常設の水泳場が整備され、市民が無料で利用で

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きるようになりました。

以前の一般質問でも触れましたが、1988年に当時のパリ市長であったシラク元大統領が、いつかセーヌ川で泳ぐと宣言してから37年、その夢を実現したのがイダルゴ前パリ市長でした。都市河川の再生には長い時間がかかります。しかし、パリはその夢を実現したのです。さらに、アメリカ・ニューヨークでは、+POOL（プラス・プール）という大規模な計画が進められています。これはイーストリバーの水をろ過しながら活用する浮体式の水泳施設で、単なるプール建設ではありません。再び市民が川で泳げる都市を取り戻すという理念の下、都市再生の象徴的なプロジェクトとして注目を集めています。これらの都市に共通しているのは、かつては泳げなくなった川であったということです。しかし、諦めることなく、水質改善を進め、水辺を市民の財産として取り戻してきました。

一方、本区においては、清島温水プールや学校プールの維持管理、老朽化対策など、水泳環境の確保は将来にわたる大きな課題となっています。また、猛暑が常態化する中、区民が、児童生徒が身近に運動や水辺を親しむ機会をどのように確保していくかも重要なテーマです。

本区には隅田川という大きな地域資源があります。私は、2008年、水質改善が進み、遊泳可能な数値が出た、その吉報を好機として、隅田川を泳いで水質調査を行いました、太田議員も一緒です。あの日からもう18年ですね。その後も日本泳法の仲間たちとともに、隅田川で泳ぎ、泳ぎを披露する機会に恵まれ、東京オリンピックでは聖火リレーが泳いで隅田川を渡るコースも決定されました。隅田川は、江戸の時代から人々が泳ぎ、水辺に親しんだ川です。そして今、世界では、再び都市と水辺との関係を見直す動きが広がっています。

私は、隅田川を眺めるだけの川から、親しみ、学び、そして泳げる川へという未来像を提案し続けていきたいと思っています。

教育長に伺います。清島温水プールや学校プールの維持管理に課題がある中、東京都と連携し、新たに隅田川を活用した水泳施設の整備について、研究・検討を進めるべきと考えます。教育長の隅田川活用への思いを聞かせてください。

さて、こうした取組は個別の都市だけの動きではありません。世界では、都市河川を泳げる環境として再生することを目指す国際的なネットワーク、スイマブルシティが動き出しています。この組織は、泳げる都市憲章を掲げ、水辺へのアクセス、水質改善、安全な環境、遊泳環境の確保、都市における水泳文化の醸成など、10の共通原則を提唱しています。この取組には世界30か国、83都市が参加し、欧米だけではなく、アジアにも広がっています。韓国のソウル、中国の北京、上海、インドのゴア、スリランカのコロンボなどの都市も参加し、それぞれの地域資源である河川や水辺の活用について知見を共有しています。隅田川を抱える台東区としても、こうした国際的なネットワークから学ぶ意義は大きいと考えます。もちろん河川管理者は東京都であり、台東区単独で実現できるものではありません。しかし、東京都と連携しながら、世界の先進事例や知見を収集し、将来の隅田川活用の可能性を研究していくことは十分に価値があるのではないのでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そこで、教育長に提案します。スイマブルシティへの加入や泳げる都市憲章への署名について、調査研究を進めるべきと考えますが、前向きな方向性をお示しください。

2つ目の質問、保護犬への支援拡充について、これは区長へのご提案です。

台東区の命のバトンプロジェクトは、保護犬の新たな飼い主に対し、犬の登録手数料や狂犬病予防接種済票交付手数料などを免除することにより、犬の譲渡を促進し、殺処分ゼロを目指す取組としてスタートしました。全国に先駆けて創設されたこの制度は、本年で事業開始から10年という節目を迎えます。また、この事業は、その先進性が評価され、環境省の人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトにおいて、モデル事業にも選定されました。この10年間でこの制度を活用して、60頭の保護犬が新たな家族の元へ譲渡されています。数字だけを見れば、決して多いとは言えないかもしれませんが、しかし、それぞれがかけがえない命であり、60頭の犬たちが新たな家族と出会い、幸せな暮らしを手にしたことは大きな成果であると考えます。

この10年で保護犬を取り巻く環境も大きく変化しました。かつては、保護犬という言葉そのものが広く知られているとは言えませんでした。現在では、テレビで毎週、複数の番組がシリーズとして取り扱い、譲渡会の開催数の増加、SNSによる情報発信などを通じて、保護犬を家族として迎えるという選択肢が社会に浸透しつつあります。もちろん保護猫ちゃんたちもですね。

動物福祉に対する関心も高まり、人と動物が共に幸せに暮らす社会づくりが求められる時代となりました。そのような中、本区の命のバトンプロジェクトは保護犬の譲渡促進と殺処分ゼロ社会に貢献してきた先進的な取組として高く評価されるべきものであると考えます。

一方で、保護犬を迎えるということは、単に犬を譲り受けることではありません。その犬の生涯にわたり責任を持ち、家族として迎え入れるという大きな決断でもあります。私は、そのような決断をされた区民の皆様を台東区として継続的に応援していく姿勢が大切であると考えます。現在の制度では、登録手数料及び狂犬病予防済票手数料について、初回免除を実施しています。しかしながら、終生飼育の基本理念と保護犬を迎える区民への支援という観点から考えれば、台東区としての支援も初回だけで終わるのではなく、継続的な応援という考え方があってよいのではないのでしょうか。狂犬病予防済票手数料の免除は、1頭当たり年間550円です。ペットの長寿化が進み、仮に0歳から20歳まで20年間支援を続けたとしても、総免除額は1万1,000円です。区全体の財政に与える影響は限定的である一方で、保護犬を迎える区民を台東区が生涯にわたり応援するというメッセージ性は非常に大きいものがあります。保護犬は、一度は人の都合によって居場所を失った命です。その命を新たな家族として迎える区民の心意気によって、再び幸せな暮らしを手にはしています。私はこの心意気のバトンを区としてもしっかりと支えるべきと考えます。命のバトンプロジェクトは全国初の取組としてスタートし、環境省のモデル事業にも選定され、この10年間で60頭の命を新たな家族へとつないできました。制度は創設することが目的ではありません。成果を検証し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ながら育て、時代に合わせて発展していくことが大切です。命のバトンプロジェクトが10年という節目を迎えた今、次の10年に向けて、保護犬と飼い主をさらに応援する制度へと発展させるべき時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで、区長に伺います。命のバトンプロジェクト開始から10年を迎える節目に、狂犬病予防接種済票交付手数料について、現在の初回免除から犬の生涯にわたる免除へ拡充するなど、保護犬の支援のさらなる拡充を図るべきと考えますが、区長の所見を伺います。

台東区が引き続き先進的な自治体として挑戦を続けることを期待し、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

生涯学習推進担当部長。

（生涯学習推進担当部長佐々木洋人さん登壇）

○生涯学習推進担当部長（佐々木洋人さん） 私から、ご質問の第1、隅田川を活用した水泳施設の整備の可能性についてお答えいたします。

教育委員会では、既存のプール施設について、適切な維持管理の下、継続的に安心して利用できることが重要であると認識しており、引き続き修繕工事等により、安全に利用できる環境整備に努めてまいります。

また、隅田川を活用した水泳施設の整備については、川幅や水流速度、また水質の問題など、多くの課題があると考えています。教育委員会といたしましては、先進都市の事例について情報収集を行い、水泳施設の整備の可能性について研究してまいります。

次に、スイマブルシティへの加入や憲章への署名についてです。

現在、国内でスイマブルシティへ加入した民間団体があることは認識していますが、自治体での加入等は把握しておりません。今後、他の自治体の状況等を注視してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 台東保健所長。

（台東保健所長水田渉子さん登壇）

○台東保健所長（水田渉子さん） 私から、ご質問の第2、保護犬への支援拡充についてお答えいたします。

区では、犬の殺処分防止を目指して、平成28年度から全国で初めて、保護犬の登録手数料や初年度の狂犬病予防接種料等を免除する支援を行っています。本事業は、新しく犬を飼う人が、保護犬を第一選択肢として考えるきっかけづくりとして実施しており、開始から10年間で60頭の保護犬が新しい飼い主に譲渡されています。議員ご指摘のとおり、犬の殺処分防止に向けた保護犬への支援は必要であると認識しています。一方で、新たに保護犬を迎える飼い主が必要な費用を負担した上で、終生飼養の責任を果たすことも重要と考えています。

引き続き人と動物の共生する社会の実現に向けた保護犬への支援を進めてまいります。

○議長（石川義弘さん） 27番秋間洋さん。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(27番秋間 洋さん登壇) (拍手)

○27番(秋間 洋さん) 日本共産党の秋間洋です。

国際法など関係ないというトランプ大統領に、平和と繁栄をもたらせるのはドナルドだけと抱きつく高市首相、アメリカと同盟関係にある国の多くがイラン戦争を国際法違反とし、基地提供を断るなど、毅然と対応しているのに、日本は国際法違反と認めず、横須賀、佐世保などの米軍基地からの出撃を了承しています。もはや戦争当事国と言われても仕方がないところまでアメリカに付き従っています。平和も暮らしも危機が進む中、服部区長がどう区民を守るのか、暮らし、命、地方自治、3つの角度から質問をいたします。

第1は、原油不足、物価高がもたらす危機への対応です。

ホルムズ海峡の封鎖は、世界と日本の経済に重大な影響をもたらしています。政府は現実から目をそらし、原油やナフサは足りているとばかり繰り返しています。もはや市場任せ、個別対応では危機を乗り越えられないことは明らかです。政府は、アメリカ追従の姿勢を改め、早期に戦争を終わらせるため、あらゆる外交努力を行うとともに、暮らしと営業を守るための迅速で抜本的な対応を講じるべきであります。

台東区議会は、第1回定例会で、外交による中東情勢の平和的解決と国民生活の安定を求める意見書を採択し、高市首相に提出しました。区長も政府に対し、一日も早い戦争の終結をアメリカに求めよと発信すべきではありませんか、お答えください。

イラン戦争がもたらす物価高と資材不足は、区民生活と区内中小事業者の営業を脅かし、先が見えない不安が地域経済に影を落としています。ある中小工務店の社長は、シンナーが届かず、塗装工事が終わらないため、足場を外せないで、次の現場に手をつけられない。見積りも出せないため息をついていました。ドライクリーニング店の後継者は、溶剤が今月3割上がり、来月も3割アップすると言われた。染み抜き剤は代替品を使うしかないが、性能が落ちる、お客さんに申し訳ない。包装資材卸の経営者は、値上げでメーカーへの支払いが先月より500万円増えた。値上がりがこのまま進めば、大変なことになると話していました。特別養護老人ホームでは、介護用の手袋が不足していると聞きます。

区長、ホルムズ海峡封鎖の影響が区民生活と区内事業者にどんな影響をもたらしていると認識をしていますか、所見を求めます。

業種で表れ方は様々ですが、物価高騰の長期化、先行きが見えない不安は零細事業者ほど深刻です。内装業の一人親方は、我々小さい職人ほど、一番先に悪くなり、回復するのは一番後になると話していました。台東区は、持続可能な地域経済を維持するため、重層的な対策を講じる必要があります。

区長、まず、建設業のように、資材が入らないため仕事ができない事業者や、医療、介護、福祉、公衆浴場など、公共性の高い事業者には、事業継続に必要な支援を講じる。あわせて、個人事業主等の区民税の支払い猶予や国民健康保険、介護保険料の減免を行うべきではありませんか。同時にこの危機は、事業者がこれまでナフサ由来製品に依存せざるを得なかった

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

経営から転換するチャンスでもあります。これを機に、脱炭素など、経営の基盤の強化を進める中小事業者の構造改革を支援する、相談、アドバイザー派遣、補助金等の制度の拡充をすべきと考えます。それぞれ所見を求めます。

高市首相は、アメリカの要求に応え、戦争する国づくりを進めています。殺傷能力のある兵器を含む武器輸出の全面解禁、市民監視の国家情報会議の設置、国旗損壊罪や文部科学省の平和学習への介入など、国民の精神を支配し、動員する動きが一気に強まっています。その仕上げは憲法9条の改憲であります。戦争国家づくりは、国民の命と健康、そして地方自治を押し潰しながら進められています。

まず医療です。防衛費は、この3年で2倍に膨れ上がりました。一方で、医療費がこの大軍拡の財源のため、集中的に削られています。昨年12月に高額療養費の月額上限の引上げが強行され、今年、来年と実行されます。先日、OTC類似薬の一部保険外負担を内容とする健康保険法の改悪が強行されました。全国保険医団体連合会が行った高額療養費の限度額引上げについての患者影響調査では、7割が受診を抑制する、6割が薬、治療法を変更する、4割が子供の進路変更と回答しています。あるがん患者の母親は、私の命と子供たちの教育費をてんびんにかける日が必ず来る。少しでも長く生きて、子供たちの成長を見守りたい。悲痛な声を寄せています。

WHOは、医療費が家計に占める割合が大きくなることで生活が立ち行かなくなる状態を破滅的医療費支出と呼び、日本で増えていることを懸念しています。破滅的医療費支出とは、医療費が家計の総消費額から、食費、居住費、水道光熱費を控除した基本生活費、その4割を超えた状態を言います。全国がん患者団体連合会が政府委員会に提出した資料では、年収400万円台の世帯が現在分かれ目になっていますが、今回決定された月額上限引上げでは、2年後には700万円レベルも破滅的医療費支出になる可能性があります。

区長、金の切れ目が命の切れ目になるような区民を出すわけにはいかないはずですが。今年と来年の2回行われる高額療養費の月額上限の引上げの影響について、区長はどう認識していますか。医療費負担が増えるため、生活が脅かされる区民が出るという認識はありますか、所見を求めます。

子育て層の負担軽減では、増えるはしか、麻疹ですね、麻疹感染の予防対策が重要です。台東区は19歳未満のワクチン接種助成を行っていますが、流行の中心は20代から40代です。重症化リスクの高い乳児を守るため、1回しか接種していない可能性の高い年代、0歳児の保護者や同居家族、通園、就学施設の職員などに対し、麻疹抗体検査と予防接種を公費で行うべきではありませんか、答弁を求めます。

戦争する国づくりが押し潰す2つ目は、地方自治です。戦前、中央集権国家が地方を統制下に置き、侵略戦争を遂行した反省から、地方自治は憲法の柱の一つとして位置づけられました。ところが、長年続く自民党中心の政権の下で、自治体と国の上下主従関係は改善されず、今、逆コースが始まっています。一昨年の地方自治法の改定は、災害や感染症などの重

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

大な事態、またはそのおそれがあるときは、閣議決定だけで自治体への指示が出せるという緊急事態条項の先取りのようなことが行われました。団体自治の侵害です。

日本共産党は、歴代区長に対し、憲法遵守義務と憲法が定めた地方自治の本旨についての認識をただしてきました。これに対し、服部区長をはじめ、歴代区長は、憲法遵守は当然、地方自治の本旨とは、団体自治と住民自治だと、憲法の到達点を踏まえて答弁をしてきました。しかし、一方で、服部区長は、改憲、特に9条改憲についての認識を問うと、国会審議を注視するとばかり、この間繰り返してきました。自治体は、国に対し平和に関する主張をすべきではないと言わんばかりであります。

区長、国の外交、防衛についても、自治体の首長として、意思表示すべきであるとは私は考えます。国と自治体は対等な関係にあるという認識に立っているのでしょうか、お答えください。

政府は、今国会に、公務員の職務専念義務の免除と、兼業の許可に特例を設け、予備自衛官等への任用を拡大する法案を提出し、衆院を通過してしまいました。任命権者である区長の許可を得ずに、職員を予備自衛官の任務に就かせることを可能にするものであります。区の職員は、平和憲法の下で、住民及び滞在者の命と暮らしを守ることが本務です。兼業は本務に支障のないことが大前提であり、任命権者である区長を跳び越して、防衛省の任務に就かせることを認めるべきではありません。現在、予備自衛官の登録を行っている職員はいないようですが、反対すべきです。

こんな動きの背景に、安保法制、敵基地攻撃能力の強化、台湾有事発言など、戦地に派遣される可能性の増大、組織内部でのパワハラなどによる自衛隊員の定着率の低下があります。

区長、防衛省は、自衛官募集のために、18歳になる区民の個人情報を提供するよう要求を強めています。これに屈して、提供する区が4区にまで増えています。台東区は現在提供していませんが、今後も行うべきではないと考えます。いかがでしょうか、見解を求め、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私から、ご質問の平和と区民生活についてのうち、中東地域における武力紛争の終結を政府に発信することについてお答えいたします。

区では、平成7年、世界の恒久平和に向けて努力すること、これを誓い、平和都市であることを宣言いたしました。平和を大切にすることを育み、戦争のない平和な社会を次世代に引き継ぐことは、これ、私たち一人一人に課せられた責務です。

区は、166の国と地域、約8,600の都市から構成され、世界の恒久平和の実現を目指して活動を行う平和首長会議に加盟しています。この平和首長会議において、本年3月、アメリカ、イスラエル、イランの間で勃発した武力紛争に対し、直ちに停戦し、平和と安定を回復

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

することを強く求める平和首長会議共同アピールを、日本を含む国際連合の各国政府代表部及び事務総長に送付をしています。そのため、区が改めて政府に対して意見を述べる予定はありません。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 企画財政部長。

（企画財政部長関井隆人さん登壇）

○企画財政部長（関井隆人さん） 私から、ご質問の平和と区民生活についてのうち、ホルムズ海峡封鎖がもたらす区民生活と区内事業者への影響について、及び資材が入らない事業者や医療・介護・福祉等、公共性の高い事業者への支援についてお答えいたします。

まず、区民生活の区内事業者への影響についてです。

中東情勢の悪化により、エネルギー価格の高騰や一部の生活用品や資材などに供給不足が生じており、この状態が長期化することで、区民生活や事業活動にさらなるマイナスの影響が出るおそれがあると認識しています。

国は、今後の物価動向や経済の影響を注視しつつ、生活や経済活動に支障が生じないように、リスク最小化の観点から、中東情勢等対応予備費などを含む補正予算を先日成立させたところでございます。

区民生活については、現在、食料品等高騰対応給付金の支給を進めているほか、国や都においても、電気・ガス・水道料金への支援が予定されています。

また、区内事業者については、石油化学製品を取り扱う事業者から、在庫不足や仕入価格高騰により事業継続を不安視する声をいただいております。丁寧に状況をお聞きしながら、活用できる補助金等をご案内するなど、対応しています。

今後も、区民生活や事業活動を守り、支えるため、中東情勢の影響を注視するとともに、国や都の動向も確認しながら、適宜必要な施策を検討してまいります。

次に、事業者への支援についてです。

区では、これまでも物価高騰等の影響を受ける区内中小企業の資金繰り支援等を通じて、経営安定化を後押ししてまいりました。

また、東京都においては、今般の中東情勢の変化による事業活動の影響に対応するため、中小企業制度融資が新設・拡充されました。加えて、補助制度の新設についても予定されているところです。

中東情勢の影響により資材が入らない事業者に対しては、台東区産業振興事業団で実施する経営相談や専門コーディネーターによる企業訪問など、様々な機会を捉え、区内中小企業の現状に適した支援策を提示するなど、積極的なアプローチを実施してまいります。

また、保育所や介護・障害福祉サービス等事業者などへの物価高騰対策支援については、本年7月以降も継続できるように、準備を進めています。

続きまして、ご質問の地方自治法についてのうち、国と地方自治体の関係についてお答え

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いたします。

地方自治には、地方自治体が国から独立した立場で自らの判断と責任の下に、地域の行政を担当する権限を持つ団体自治と、その運営が住民の意思に基づいて行われる住民自治という2つの側面があります。この地方自治の本旨から国と地方は対等、協力の関係にあるものと考えています。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 区民部長。

（区民部長内田 円さん登壇）

○区民部長（内田 円さん） 私から、ご質問の平和と区民生活についてのうち、特別区民税の支払い猶予についてお答えいたします。

事業の廃止や休止などにより、特別区民税の納付が困難な方に対しては、状況を丁寧に聞き取った上で、法令に基づく納税の猶予制度をご案内するなど、実情に応じた納税相談を行っています。今後も、相談者に寄り添った対応に努めてまいります。

続きまして、ご質問の地方自治についてのうち、自衛隊への18歳区民の名簿提供についてお答えいたします。

区では、現在、自衛官募集に係る区民の個人情報については、自衛隊からの申請に基づき、住民基本台帳を閲覧していただく形で対応しています。自衛隊への個人情報提供については、他自治体の状況も注視しつつ、適時適切に判断してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 健康部長兼台東保健所長。

（健康部長水田渉子さん登壇）

○健康部長（水田渉子さん） 私から、ご質問の平和と区民生活についてのうち、国民健康保険料及び介護保険料の減額・免除についてお答えいたします。

保険料の減額・免除については、条例に基づき、収入が著しく減少し、生活の維持が困難となった方について、必要と認められる場合に適用しています。今後も支援が必要な方に寄り添った対応に努めてまいります。

続きまして、ご質問のうち、区民の健康と命についてお答えいたします。

まず、高額療養費の上限引上げの影響についてです。

このたびの高額療養費制度の見直しでは、月単位の上限額の段階的な引上げにより、負担が増える一方で、新たに年間上限額が設定され、その上限額に達した場合には負担が軽減されることとなります。

本制度の見直しは、安定的な制度の運用を前提に、長期療養者や低所得者への経済的負担にも配慮したものであると認識しています。区としては、今後も区民に対し丁寧に説明するとともに、高額療養費制度の適正な運用に努めてまいります。

次に、麻疹抗体検査と予防接種支援の対象拡大についてです。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区内では、麻疹感染者が急速に増加しており、過去10年で最多の数となるなど、今後も流行の拡大が懸念されています。こうした状況を踏まえ、区では、これまでさらなる感染拡大の防止と未就学児の健康を守るための対策について検討してきました。

現在、19歳以上の区民や区内の未就学児と接する機会が多い保育士などを対象とした麻疹抗体検査と予防接種事業の開始に向けた準備を進めています。区民の健康を守るため、引き続き感染症の拡大防止に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 産業振興担当部長。

（産業振興担当部長杉光邦彦さん登壇）

○産業振興担当部長（杉光邦彦さん） 私から、ご質問の平和と区民生活についてのうち、中小事業者への支援の拡充についてお答えいたします。

現在、物価高騰や労働力不足、今般の原油価格の上昇など、中小事業者が厳しい経営状況に置かれている中、持続可能な経営を進めていくためには、脱炭素やDXなどの対応が求められています。

そのため、脱炭素経営の観点から、DX機器や燃料費の削減につながる設備の導入に向けたアドバイスを実施するほか、物価や資材高騰に伴う価格転嫁に関するセミナーを来月開催するなど、事業者の実情に応じた支援を実施します。

引き続き、助成金など支援メニューの案内をするほか、ビジネス支援ネットワークの専門支援機関と連携し、脱炭素化によるエネルギー構造の転換など、事業者の抜本的な課題への取組を促し、経営の安定化を図り、さらなる成長、拡大につながるよう、きめ細かな支援に努めてまいります。

○議長（石川義弘さん） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時38分 開議

○議長（石川義弘さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 拝野健さん。

（3番 拝野 健さん登壇）（拍手）

○3番（拝野 健さん） 自由民主党の拝野です。私は大きく3点質問させていただきます。

1点目、台東区と墨田区の姉妹区提携50周年について伺います。

台東区と墨田区は、昭和52年4月に姉妹区提携を結び、来年、提携50周年という大きな節目を迎えます。両区は下町人情に支えられた交流関係をさらに深め、住みよい地域社会と豊かな区民生活の実現を願って締結したものであり、その精神は今日に至るまで脈々と受け継がれてまいりました。

両区は、墨田区を挟んで隣接し、江戸時代から文化、産業、人々の往来を通じ、深い絆を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

結んでまいりました。現在においても、浅草と東京スカイツリーを中心とした観光、隅田川花火大会、また、川を活用した様々なイベント、ゲートボール大会など、区民生活や地域経済の面で密接な関係にあります。

この両区の間を語る上で、隅田川に架かる橋の存在は欠かすことができません。両区を結ぶ橋梁の多くは、約100年前、関東大震災による被害を教訓として、耐火構造や耐震性、交通の利便性、そして、都市景観にも配慮しながら整備されてきました。

これらの橋は、単に川を渡るためのインフラではなく、災害からの復興の象徴であり、台東区と墨田区の人々の暮らし、産業、また文化を結び続けてきた都市基盤でもあります。

近年では、東京都が管轄する橋梁のライトアップに加え、国が管理する言問橋でも、いよいよライトアップが始まりました。隅田川の橋は、昼間の交通、往来の場にとどまらず、夜間景観や観光資源としても新たな魅力を発揮しつつあります。

これらの橋の中でも、両区の友好の象徴とも言える桜橋は、昭和55年着工、昭和60年3月に竣工した隅田川で初めての歩行者専用橋であり、40年を超えました。日本初のX字型の橋として、土木学会の田中賞を受賞したこの橋は、姉妹区提携のあかしとして多くの区民、来街者に親しまれてきました。

さらに、架橋10周年の際には、平山郁夫画伯の原画を基に彫刻家、細井良雄氏が制作した「瑞鶴の図」と題したオブジェが橋の上に設置され、両区の友好と文化の結晶として、今日に至っております。

また、最近では、桜橋を利用した両区の交流イベントである綱引きも実施されていると聞いており、盛り上がりを見せているところです。さらに、来年は姉妹区提携50周年を迎え、昭和53年に隅田川花火大会として復活して以来、第50回という大きな節目も重なります。

こうした中、墨田区議会においても、本件が令和8年2月の定例会において一般質問で取り上げられ、墨田区においても50周年に向けた機運が高まっていることは、大変心強いところでもあります。

そこで、区長に伺います。区は、姉妹区提携50周年についてどのような認識をお持ちでしょうか。

また、区はどのような考え方で周年事業を進めていくのか、区長のご所見を伺います。

次に、1人1台端末を活用した子供の心身の変化の早期把握について伺います。

私は、昨年的一般質問で、不登校の未然防止や早期支援の観点から、登下校データなどを活用し、欠席、遅刻、早退といった変化を早期に把握することで、子供たちへの支援へつなげられないかと質問いたしました。

文部科学省の調査では、不登校の要因として、無気力、不安が最も多く上げられており、いじめや友人関係のトラブルだけではなく、本人も周囲も気づかないまま、徐々に学校とのつながりが弱くなっているケースが少なくありません。また、不登校になった児童生徒の多くは、その前段階として欠席日数の増加や遅刻、早退、保健室利用の増加、生活リズムの乱

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れなど、何らかの変化が見られるとされています。

私はこうした変化を早期に把握し、学校はもちろんのこと、声かけや相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等につなげることが、不登校の未然防止につながると考えています。

一方で、前回の決算特別委員会での答弁におきまして、現在使用している登下校管理のデータについては、取得目的や個人情報の取扱いなどの観点から、不登校支援のために活用することは難しいとの考えが示されました。既存の登下校データを転用できないのであれば、子供の心や体調の変化を把握し、相談や支援につなげることを目的としたICTの仕組みを整備すべきと考えます。

本区において、令和7年度から不登校支援の取組を大きく充実させています。区民文教委員会の資料によると、全国の不登校児童生徒数が34万人を超え、過去最多となる中、本区においても不登校の児童生徒数は少なくなく、生活指導上の喫緊の課題であると言えます。そのため、上野中学校にチャレンジクラスを設置し、不登校生徒を対象に少人数環境の中で1日4時間程度のゆとりある教育課程を編成することとされています。

また、区立小・中学校全26校に校内別室指導支援員を配置し、登校はできるものの教室に入れない児童生徒に対して、空き教室等を活用した学習の場を設け、見守りやICT機器操作の支援等を行うこととされています。

さらに、中学校には不登校対応巡回教員を配置し、不登校対応や不登校を生み出さない魅力ある学校づくりについて助言を行うこととされており、これらの取組は高く評価しているところであります。

ただし、これらは主に、既に不登校になっている子供、教室に入りづらくなっている子供、学校生活に困難が表れている子供への支援であり、その一歩手前にいる子供たちをどう把握するかがやはり重要であると、私はさきの一般質問でも触れさせていただきました。

一方で、学校現場では、先生方は授業や生活指導、保護者対応など、多くの業務を抱えており、一人一人の児童生徒の変化を日々丁寧に把握することには限界もあると考えます。また、中学校においては、教科担任制であるため、児童生徒の小さな変化が見にくい場面も想像されます。だからこそ、ICTを活用し、支援が必要な児童生徒を早期に把握する仕組みを整えることは、教員の負担軽減にもつながるものであります。

こうした子供たちを担任の経験や勘だけに頼らず、早期に把握するデータでの分析が必要ではないでしょうか。この点で参考になるのが、文部科学省が示している1人1台端末を活用した健康観察、教育相談の仕組みです。文部科学省は、COCOLOプランを踏まえ、1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進しています。文科省の資料によれば、GoogleフォームやMicrosoftのFormsのような無償ツールから、RAMPSなどの有償システムまで、健康観察や相談まで活用できる仕組みが整理されて公表されています。例えばRAMPSは、自殺リスクを含む心身不調のスクリーニング指標を中心に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

構成され、児童生徒が端末から一次検査に回答し、必要に応じて教員が二次検査として質問文を参考に詳しく問診する仕組みです。高リスクの場合には、あらかじめ登録された関係者に即時アラートが通知されます。一部自治体では既に導入されているところではありますが、各学校ごと、年間固定費等、自治体で導入するにはハードルが高いこともうかがい知れます。また、文部科学省では、RAMP Sに限らず、毎日の気分、睡眠、体調、相談希望の有無など、児童生徒が簡単に入力し、教員やスクールカウンセラー等が必要に応じて支援につながる仕組みも複数示されております。

さきに述べました既存のデータの目的外利用が難しいのであれば、目的に合ったデータを必要最小限、適正に取得する仕組みをつくり、児童生徒を支援することも必要であると考えます。

そこで、教育長に伺います。子供の心や体調の変化を把握し、相談や支援につなげることを目的としたICTシステムを新たに整備する必要があると考えます。例えば週1回または月数回、児童生徒が1人1台端末から気分、睡眠、体調、学校生活への不安、相談希望の有無などを簡単に入力する等です。教育委員会として、1人1台端末を活用した心の健康相談や観察で、相談機能の導入をすべきと考えますが、教育長のご所見を伺います。

3点目は、健康寿命の延伸を目指し、データ活用することについて伺います。

我が国では、平均寿命と健康寿命の差、すなわち日常生活に制限がある期間は、男性で約8.49年、女性では約11.63年に及びます。長寿化が進む一方で、この差をいかに縮めるかが国全体としての重要課題となっています。

厚生労働省は令和6年度、健康日本21（第三次）において、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を主目標に掲げております。その中で、健康増進に関するデータの可視化、活用が不十分であること、PDCAサイクルの推進が国、自治体ともに不十分であることが課題として示されており、データに基づく政策立案と効果検証の強化が国全体の方向性となっています。本区においても、この方向性を受け、健康たいとう21推進計画（第三次）において、健康寿命の延伸を計画全体の目標に掲げ、毎年度、指標の達成に向けた進捗状況の検証の体制を構築しています。

また、第9期台東区高齢者保健福祉計画、台東区介護保険事業計画においても、地域包括支援センターの評価にPDCAサイクルの活用が明記されており、データに基づく評価、改善の必要性が両計画に共通して認識されます。

こうした動向を踏まえ、本区の状況を見ますと、令和6年東京都の調査によると、本区の65歳の健康寿命は、男性79.61歳、女性は82.17歳です。東京都区部平均は男性81歳、女性82.85歳であり、本区では、男性では23区中最低水準、女性も低位にとどまっています。さらに、重大なのは本区65歳健康寿命、要支援1以上の健康寿命は、男性では令和2年の79.98歳から0.37歳、女性では令和2年の82.17歳から横ばいと、健康寿命の延伸が拡大とならず、維持、後退という局面にあるということです。高齢者をめぐる区の状況も厳しさを増し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ています。本区が令和5年に策定した地域福祉計画においても示されているとおり、要支援、要介護認定者は平成30年度以降1万人を超えており、令和3年度末時点で1万431人に達しております。第9期計画によれば、令和5年10月時点では1万615人、認定率23.4%へとさらに上昇は続いており、75歳以上に限ると認定率は36.5%に上ります。第9期計画期間末の令和8年度には1万1,000人、さらに団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には1万1,600人への増加が見込まれており、介護保険事業費は令和5年度の170億円から令和22年度には198億円へ膨らむ推計です。65歳以上の単独世帯は、令和2年度時点で1万5,848世帯に上り、将来推計では老年人口が令和17年以降増加し続ける見込みです。支援を必要とする高齢者は、これからさらに増えていきます。

こうした支援を必要とする高齢者を取り巻く様々な課題に向き合うため、これまで私は一般質問で医師連携、また、医療介護の情報共有、フレイル予防と健診受診率の向上、データ連携等、継続的に質問してまいりました。これらの質問以外にも、本区は課題に対し着実に取り組まれてきたことは、大変高く評価しております。

例えばKDBを活用した75歳以上の後期高齢者を対象とした一体的支援として、令和5年度より、後期高齢者の健診データを担当課で共有し、低栄養防止、糖尿病重症化予防のための個別支援、フレイルのリスクが高い方へのフレイルチェック、運動教室など、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者への糖尿病重症化予防事業、ICTを活用した介護予防活動支援、認知症検診による早期発見、関係課や東京都後期高齢者医療広域連合と連携した総合的な保健事業と介護予防の一体的実施が展開されています。

第9期計画では、これらを新規事業として位置づけ、医療、介護関係団体の委員で構成される協議会での評価、検証も決めました。施策は積み重なっています。しかし、それでもなお、本区の健康寿命は23区で最低水準にあります。KDBの活用は、現在75歳以上の後期高齢者の一体的支援等、一部にとどまっており、65歳以上の国保加入者を含む高齢者全体の健康課題をデータとして把握できておりません。

第9期計画のデータが示すとおり、75歳以上の後期高齢者認定率は36.5%に達する一方、65歳から74歳の前期高齢者の認定率は6.2%と相対的に低い傾向にあります。しかし、この前期高齢者こそが生活習慣の改善や介護予防への介入によって、将来の要介護化を最も効果的に抑制できる対象ではないでしょうか。何が効いていて、何が足りないのか、全体をデータで見る仕組みを用いて、これまでの施策の積み上げが健康寿命の向上につながっているかどうかを検証することが必要であると考えます。

そこで、伺います。KDBをはじめとするビッグデータを活用し、75歳以上の一体的支援にとどまらず、65歳以上の高齢者全体に活用対象を広げるなど、様々なデータを用いて健康課題を包括的に分析すべきと考えます。その分析結果を基に必要な施策を立案し、保健事業や介護予防事業の充実を図ることが、健康寿命の延伸と生活の質向上につながると考えますが、区のご所見をお伺いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私からは、ご質問の第1、台東区と墨田区の姉妹区提携50周年についてお答えいたします。

まず、提携50周年に当たっての認識についてです。台東区と墨田区は、昭和52年の4月に姉妹区提携を結んで、翌年からは親善スポーツ大会を開始し、昭和60年には両区の共同事業として墨田区初の歩行者専用橋である桜橋が完成するなど、様々な交流を深めてきました。また、民間でも、隅田川を活用した早慶レガッタ、あるいは桜橋の上で行われる隅田川ツナシキ大会などの交流が広がっています。

両区の区民が50周年を契機にさらなる交流を進めることは、人と人とのつながりをより深め、そして、絆を絶やすことなく次世代につなげていくための大変よい機会であると認識しています。

次に、50周年事業の考え方についてです。周年事業には、幅広い世代の多くの区民が参加し、両区への愛着を持っていただくことが重要であると考えています。そのために、区民がお互いの区を訪れ、地域の魅力を実感できる事業などを行ってまいります。

私は、姉妹区提携50周年を契機に、様々な分野における交流の輪を広げて、相互の信頼がより一層深まり、活力ある地域社会が形成されるよう、引き続き努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 教育委員会事務局次長。

（教育委員会事務局次長佐々木洋人さん登壇）

○教育委員会事務局次長（佐々木洋人さん） 私から、ご質問の第2、1人1台端末を活用した子供の心身の変化の早期把握についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、不登校児童生徒に対して予兆への対応を含めた初期段階からの細やかな状況把握が大切であると認識しています。そのため、各校においては、担任等による健康観察やスクールカウンセラーによる面談、中学校における不登校対応巡回教員の訪問などにより、不登校傾向の状況にある児童生徒の把握及びその対応の強化に努めているところで

す。また、どの学年、学級であっても、例えば3日間続けて休んだ場合、家庭訪問を実施するなど、各学校に対して統一した組織的な対応を行うよう指導しています。

さらに、今年度からは、中学校全生徒に対し、不登校に関するアンケートを1人1台端末を活用して実施し、生徒の心の内面について把握してまいります。

教育委員会といたしましては、引き続き各校が児童生徒の状況を的確に把握し、組織的・計画的な対策を行うことができるよう、議員ご提案のシステム導入も含め、1人1台端末の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

さらなる活用を検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 健康部長。

（健康部長水田渉子さん登壇）

○健康部長（水田渉子さん） 私から、ご質問の第3、健康寿命の延伸についてお答えいたします。

区では、高齢化の進展に伴い、在宅療養を必要とする高齢者の増加が見込まれており、健康たいとう21推進計画においても、健康寿命の延伸を基本目標の一つに掲げています。

現在、区ではKDBデータを活用し、75歳以上高齢者の健康課題の分析を行うとともに、その課題の状況に応じた事業を実施しています。

議員ご指摘のとおり、高齢者の様々なデータを活用して、健康課題を包括的に分析することは、疾病リスクや生活習慣病の状況だけでなく、在宅療養のニーズ、さらにはフレイルリスクが高い層を把握する上で重要であると認識しています。

そのため、分析対象の拡充や人口動態統計資料等、様々なデータを活用した施策立案をはじめ、高齢者の健康づくりや介護予防に関する取組に反映できるよう検討を進めてまいります。

今後も、ビッグデータを活用したエビデンスに基づく施策の推進に努め、医療、介護、保健が総合的に機能するよう、各施策に取り組むことで、区民の健康寿命の延伸と生活の質の向上につなげてまいります。

○議長（石川義弘さん） 中村謙治郎さん。

（6番中村謙治郎さん登壇）（拍手）

○6番（中村謙治郎さん） つなぐプロジェクト、都民ファーストの中村謙治郎です。

本日、私は区長に対して1点、新たに建設されるホテルと地域との調和について伺います。

現在、区内では観光客をはじめとする来街者の増加により、地域経済の活性化やにぎわいの創出といった効果が見られる一方で、区民生活への様々な影響も生じています。

私は、これまでも来街者の増加が区民生活に与える影響や観光振興と生活環境との調和について区の考えを伺ってまいりました。区民からは、混雑やマナー、生活環境の変化などに対する懸念や不満の声も寄せられています。国際観光都市としての魅力を維持しながらも、観光に偏り過ぎることなく、地域住民が安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

そのような観点から、今回は、近年急増しているホテル建設について伺います。

本区ではインバウンド需要の増大を背景として、上野や浅草をはじめ、区内各地でホテル建設が進んでいます。ホテルは観光客の受入れや地域経済の活性化に一定の役割を果たしているものと認識しております。

一方で、本区における宿泊施設の増加は著しい状況にあります。台東保健所に届け出され

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ている旅館業施設の件数は、令和3年度の756件から令和7年度末には1,049件となり、この5年間で293件増加しています。特に令和6年度から令和7年度までの1年間では166件増加していて、まさに建設ラッシュとも言える状況でありました。地元の上野地区においても、ここ数年、大通りに面した場所だけでなく、繁華街の中でも空き地が生じれば、その跡地にホテルが建設されるという状況が続いています。

このように、宿泊施設が急増する中、区民からは住宅地の中に次々とホテルが建設されることで、今後、住環境が守られるのか不安であるといった声も数多く寄せられています。特に住宅地や生活道路に近接した場所では、騒音やごみのポイ捨て、喫煙、車両の出入り、観光客の滞留など、生活環境への影響を懸念する声が高まっています。実際に、こうした問題が近隣住民とのトラブルにつながるケースも見受けられていて、地域との調和という観点からも看過できない課題となっています。

また、ホテルがこれだけ存在する以上、町会活動や防災活動、地域清掃などの協力、地域との関係づくりも欠かせません。しかし、地域との接点が十分に築かれなままホテルが開業するケースも多く、地域コミュニティとの共生という点では課題が残されているのではないのでしょうか。私はホテル建設そのものを否定するものではありません。しかし、本区は、既に都内でも有数の宿泊施設集積地域となっています。今後を見据えれば、ホテルの量的拡大だけでなく、地域との調和や住環境との両立により一層目を向けていくべき段階に来ているのではないのでしょうか。

本区では、昨年度新たに制定されたまちづくりに係る総合的な条例による大規模建築物への指導制度や、中高層建築物の建築に関する紛争予防制度などが整備されています。しかし、新たに建設されるホテルと地域との関係構築という点では、さらに今後研究していくべき余地があるように考えます。

他自治体の事例を見てみますと、京都市では宿泊施設の建築等に係る地域との調和のための手続要綱を定めています。宿泊施設の建設に際して、構想段階から事業者による地域住民への説明や行政との事前協議を求めるとともに、周辺環境への配慮や地域貢献についても働きかけを行っています。この制度は、宿泊施設の建設を規制することを目的とするものではありません。事業者が地域の歴史や文化、コミュニティを理解し、地域住民との信頼関係を築きながら事業を進めることを促す仕組みとして運用されています。もちろんそのような自治体の体制を、制度をそのまま導入すればよいというものではありませんが、本区においても、まずはホテル建設に伴ってどのような課題が地域に発生しているのかを把握し、地域との調和に向けた方策を検討していく必要があるのではないのでしょうか。そして、観光振興による恩恵を地域全体で共有しながら、住む人と訪れる人が共に安心して過ごせる環境を実現していかなければなりません。

そのためには、建築基準法や都市計画法などの法令を満たしているかどうかという視点ではなく、地域との共生という観点から、事業者と地域住民が早い段階から対話できる環境づ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

くりが重要です。

例えば一定規模以上のホテルについて、計画段階での地域説明や情報提供の在り方、開業後の管理責任者の明確化、苦情対応体制の整備、騒音やごみ対策の徹底、さらには防災活動や地域清掃活動への積極的な協力など、地域との良好な関係づくりに向けた仕組みについて検討を進めるべきではないでしょうか。

今後もホテル建設の増加が見込まれる中で、台東区が観光都市として発展していくためには、区民生活との調和をいかに図っていくかが大きな課題となります。

そこで、区長に2点伺います。

まず、新たに建設されるホテルが地域の生活環境やコミュニティに与える影響について、区としてどのように認識しているのでしょうか。

また、ホテル建設や開業後に発生している地域課題について、実態把握のための調査を行い、その結果を踏まえた上で、区として対応可能な範囲や課題を検証し、台東区の実情に即した方策を検討すべきと考えますが、区長の所見を伺います。

私は、台東区が観光都市としての発展と暮らし続けられる生活都市としての魅力、その両立を実現していくこそが重要であり、台東区の目指すべき方向性であると考えています。地域と共生する観光都市の将来像を見据えた実効性ある取組を強く求めて、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私からは、新たに建設されるホテルと地域との調和についてお答えいたします。

ホテルは、観光都市である本区において、来訪者を受け入れ、地域経済を支える都市機能の一つです。一方で、住宅地や生活道路に近接して立地する場合には、騒音、ごみ、喫煙、車両の出入りなど、地域の生活環境への配慮が必要なことやホテルが地域社会との接点を持ち、良好な関係を築くことも大切である、そのように認識しています。

現在、区は新築を含む区内のホテルについて、これは旅館業法等による手続に基づいて、地域への事前周知や苦情対応など、事業者に対し必要な対応を求めています。

また、台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例による手続に基づいて、地域への説明やトラブルの未然防止にも努めています。

しかしながら、これらの手続はそれぞれの制度の目的に応じて運用しているものであり、営業開始後の管理体制や地域との継続的な関係づくりについては、今ご指摘のとおり、整理すべき課題がある、そのように認識しています。そのため、まずは本区におけるホテルの立地実態や運用状況、地域からの声を把握するために、調査が必要であると考えています。そ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の上で、区として取り組むべき事項や実効性を検証し、本区の地域特性に即した方策を検討してまいります。

○議長（石川義弘さん） 10番村上浩一郎さん。

（10番村上浩一郎さん登壇）（拍手）

○10番（村上浩一郎さん） 台東むすびの会、無所属の村上浩一郎でございます。

令和8年第2回定例会において、一般質問をさせていただきます。

本日、質問の機会をくださいました会派の皆様に厚く感謝申し上げます。

早速質問に入らせていただきます。

質問は、小規模事業者に対するふるさと納税制度のサポートについてであります。

現在、全国のふるさと納税は返礼品競争による税の奪い合いや都市部からの税流出という側面ばかりが強調されがちであります。しかし、本制度の本来の趣旨は、応援したい自治体やその地域の取組を支援することであるはずであります。本区には、靴、かばんなどの皮革製品やジュエリー、そして、歴史ある伝統工芸など、世界に誇る多様なものづくり産業が集積しています。本区のふるさと納税は、単なる税源確保の手段として捉えるのではなく、これら地場産業の販路拡大や技術継承、すなわち純粋な産業推進のエンジンとして徹底活用するべきと考えております。

国は、2026年10月より、ふるさと納税の地場産品基準をさらに明確化し、返礼品の価値に含まれる付加価値の過半が区域内で生じていることを求める付加価値基準を明示する方針を示しています。本区のファッション雑貨や伝統工芸は、原材料を外部から仕入れ、区内の職人が高度な加工技術によって高い付加価値を与えるビジネスモデルが多く存在しております。この国の方針は、本区の優れたものづくり技術を正当に評価し、全国に発信する絶好のチャンスだと考えるのであります。

しかし、区内の小規模事業者や職人の方々がこの新しい複雑な基準に対応し、証明書の整備などを行うには大きな事務的負担が伴うのであります。区は、この制度改正を機に、区内事業者がスムーズに返礼品登録を行えるよう、相談窓口や付加価値算出のための積極的な支援をすべきと考えます。

そこで、特にこれらに伴う多数の申請様式支援や地場産品基準の証明作業をワンストップでサポートする体制が必要でないか、区長にご所見をお伺いいたします。

台東区の地場産業は、まちの活気とにぎわいを生み出す、らしさそのものであり、次世代へ確実に引き継ぐべき財産であります。ふるさと納税という制度をツールとして賢く使いこなし、税の損得勘定を超えた真の産業推進へと昇華させることを強く求めます。

次の質問に入らせていただきます。木造住宅密集地域における住民主導の初期消火体制への支援強化についての質問です。

本区の谷中、根岸、浅草北部をはじめとする木造住宅密集地域は、歴史ある情緒豊かな町並みである一方、道路が狭隘であり、大地震の際には建物倒壊や電柱倒壊によって、消防車

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

や救急車など、緊急車両が進入できない消火の空白地帯となる危険性ははらんでおります。特に、本区の木造住宅密集地域は、1棟の火災が瞬時に周囲へ広がる同時多発火災、延焼拡大のすさまじいリスクを抱えています。1分1秒の遅れが壊滅的な被害に直結する極限状態において、公助を待てない最初の数分間を生き抜き、まちを守る最大の武器こそが、住民による住民主導の初期消火体制であります。

しかし、地域に設置されている初期消火器材が、いざというときどれだけ住民に把握され、機能する状態にあるかについては、多くの課題が残されています。区民からは、今なお、身近な消火器の場所を知らない、スタンドパイプなどの使い方が分からないという声が少なくないのも事実であります。

そこで、区民が主体となる初期消火体制を確実なものとするため、様々な施策を推し進めていくと考えますが、区は現在、区民に対してどのように周知を図っているのでしょうか。

また、年に一度行われます町会防災訓練に参加するメンバーは高齢化が進み、参加者の固定化が見られます。初期消火に必要な消火器の設置場所などが本当に十分行き届いているのか疑問が残ります。

そこで、区民一人一人に初期消火に必要な消火器の設置場所が分かるよう、積極的に周知に取り組むべきと考えますが、区長の所見をお伺いいたします。

地域の初期消火体制の強化は、行政の公助だけではなく、共助、自助の連携があつてこそ確固たるものとなります。区民の安全安心な生活を守るため、前向きな答弁を期待いたしまして、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

産業振興担当部長。

（産業振興担当部長杉光邦彦さん登壇）

○産業振興担当部長（杉光邦彦さん） 私から、ご質問の第1、小規模事業者に対するふるさと納税制度のサポートについてお答えいたします。

ふるさと納税は、ものづくりをはじめとした本区の魅力を伝える貴重な機会の一つです。区では、これまで登録手続をサポートする相談窓口を開設するとともに、魅力的な登録商品を増やすためのセミナーを開催するなど、返礼品を提供する事業者の支援を行ってまいりました。

今年度は、新たに選ばれる返礼品としていくための販売・プロモーション戦略のワークショップやクリエイターとの連携による新たな開発支援を行い、地場産品の新規登録を促進してまいります。

また、返礼品の付加価値の根拠が不透明な事例等があつたことから、制度運営上の透明性を確保するため、本年10月より返礼品に係る製造・加工などの費用のうち、区内で生じる費用が半額を超えることを事業者が証明する必要が生じます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そのため、申請に係る事務負担の増加が見込まれることから、区では、これまでのサポート窓口の業務に加え、証明の作業を含めた手続についての相談など、事業者に寄り添った支援を行ってまいります。

引き続き、ふるさと納税制度を活用して、本区の魅力を広く発信するとともに、地場産業の振興に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 危機管理室長。

（危機管理室長山本光洋さん登壇）

○危機管理室長（山本光洋さん） 私から、ご質問の第2、住民主導の初期消火活動についてお答えいたします。

火災発生時に、被害を最小限に抑えるためには、区民の皆様が消火器の設置場所を事前に把握し、素早く消火器を使用できることが重要です。区では、これまで区内全域に約6,000本の消火器を設置するとともに、毎年、各町会に消火器の設置場所を記載した消火器マップを配付しています。また、消防団などの関係機関と連携した初期消火訓練も実施してまいりました。

今後、さらに多くの区民が消火器の場所を把握できるよう、今年度中に導入する防災ポータルサイトへ掲載するなど、周知方法の充実を検討するとともに、各町会の防災訓練において、設置場所を確認する機会を設けるなど、初期消火体制の強化を図ってまいります。

○議長（石川義弘さん） 以上で、一般質問は終了いたしました。

○議長（石川義弘さん） これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

午後 4時25分 散会